

あかぎ信用組合 令和2年度の概況

# DISCLOSURE 2021

 あかぎ信用組合

## 経営理念

# 信頼と成長

あかぎ信用組合はあらゆる活動を通じて組合員との相互信頼を築き、組合員の成長に寄与し、組合員を通じて地域社会の発展に貢献することを経営の理念といたします。

## クレド ～信条～



### ミッション(使命)

あかぎ信用組合という名前をもつ私たちは「名は体を表す」の言葉そのままに  
**Active** … 地域を活性化したい  
**Kind** … いつも優しくありたい  
**Grow** … とともに成長したい  
常にこうありたいと考えています  
これは私たちに課せられた使命であると同時に  
お客さまそして私たち自身との約束でもあります

### バリュー(価値観)

- 1.私は、地域の皆さまとの絆を深めるため、地域活動に積極的に参加します
- 2.私は、お客さまとライフプランを共有し、その実現のためにアイデアを提供します
- 3.私は、地域の一員であることを自覚し、そこに暮らす人や企業を後押しします
- 4.私は、お客さまへの感謝の気持ちを忘れずに、明るく笑顔であいさつします
- 5.私は、地域の皆さまに愛される存在になるために、常に前向きにお客さま目線で物事を考えます
- 6.私は、上質なサービスをスピーディーに提供し、たくさんの“ありがとう”を集めます
- 7.私は、どんなときでも思いやりの心を持ち、気持ちよく仕事のできる職場環境を築きます
- 8.私は、自分自身の成長のため、常にチャレンジ精神をもって行動します
- 9.私は、仲間とのコミュニケーションを通じて自己を高め、新しい発想で物事を考えます

クレド … 信条や約束を意味する言葉で、当組合では経営理念を実現するための価値観・行動指針と定義しております。

## 組合概要

名 称	あかぎ信用組合	預 金 残 高	125,538百万円
所 在 地	群馬県前橋市六供町856-1	貸 出 金 残 高	91,077百万円
設 立	昭和29年5月17日	職 員 数	150人(男性93人・女性57人)
出 資 金	3,132百万円	店 舗 数	13店舗
組合員数	32,251人		(令和3年3月31日現在)

# ごあいさつ

皆様には、平素よりあかぎ信用組合に温かいご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆様には謹んでお見舞い申し上げます。

さて、令和2年度の金融経済環境を顧みますと、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済が停滞するなか、デジタル投資の増加を背景に電子部品や自動車関連など一部の業種に受注の持ち直しが見られましたが、飲食業・建設業・宿泊業をはじめとする幅広い業種の不調が続きました。金融機関においても、低金利の長期化や人口減少・少子高齢化の進行による地域経済の縮小やキャッシュレスに代表される金融サービスの変容に加え、取引先事業者の業況悪化に伴う与信費用の増加が懸念されており、収益環境は引き続き厳しい状況が続いております。

こうした中、当組合もコロナ以前に盛んだった後援会組織の活動をはじめ営業面における多くの行動に制限は伴いましたが、いわゆる「ゼロゼロ融資」などの資金繰り支援や本業支援を介して地域に浸透できたのではないかと考えております。

令和3年度も、依然として中小事業者等の資金繰りや事業継続が脅かされる状況が続くことが予想され、今後は資金繰り支援としての円滑な資金供給から、政府系金融機関等との連携による資本性劣後ローンの提供や伴走型再生支援、あるいはアフターコロナに向けた事業再構築支援など新たなステージをサポートしていくことが求められるようになります。信用コストの大幅な拡大も懸念されるところでありますが、内部組織の再編成を模索しつつ地方自治体や各種団体との連携、協働のもと、小規模事業者等の本業支援と地域社会に対する有用な情報発信に取り組んでいきたいと考えております。また、組織の軽量化に資するシステムの投入を推し進め、地域に対する組合の使命を全うしつつ役職員が自分の役割を果たすことから生じる誇りと自信によって「働きがいのある職場」を追求し、大きく変化する金融環境に対峙するレジリエンス(復元力)が高い組織や人財を育成していくことを目指してまいります。さらに今日の世界的な要請である「マネー・ローンダリング」や「サイバーセキュリティ」への対応についても適切に取り組んでいきたいと考えております。

つきましては、ここにお届けするディスクロージャー誌をご高覧のうえ、当組合の現況と経営内容にご理解を深めていただくとともに、今後とも格別のご理解と更なるご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和3年7月  
あかぎ信用組合

理事長 **小林 正弘**

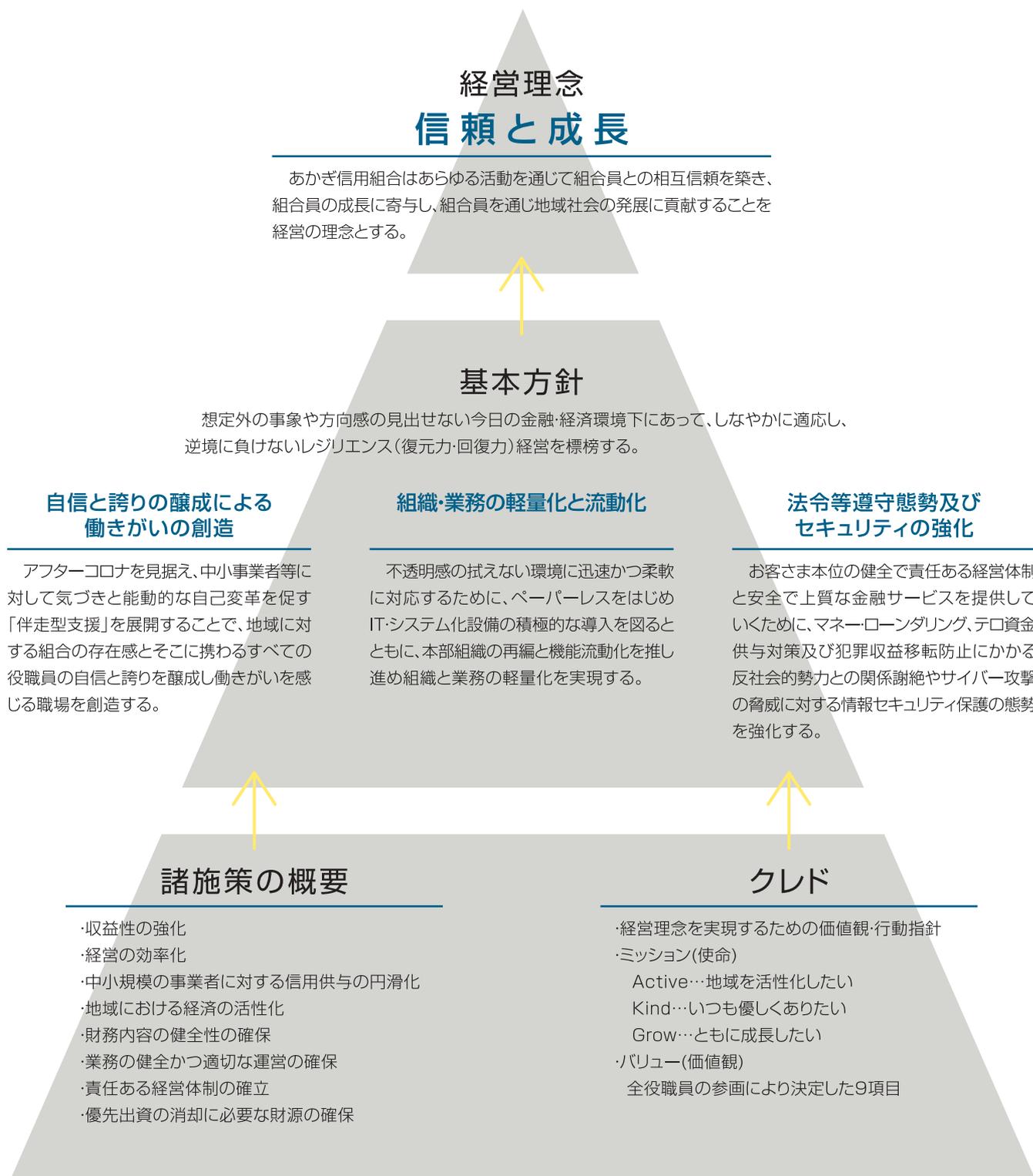
## 目次

経営理念・クレド・組合概要	1	あかぎ信用組合ができるまで	
ごあいさつ	2	総代会に関する事項	23
第八次経営計画	3	組織の概要	25
トピックス	4	皆様にご満足いただけるサービスを	
業績ハイライト	5	商品・サービスのご案内	27
皆様の地域に貢献するためにできること		お客様アンケートの結果	30
地域密着型金融への取り組み(金融仲介機能のベンチマーク)	7	手数料のご案内	31
預金と融資を通じた地域貢献	13	SDGs編	
組合員組織の活性化・地域貢献活動	14	あかぎ信用組合SDGs宣言	33
安心してお取引いただける金融機関であるために		資料編	
コンプライアンス(法令等遵守)の取り組み	15	経営状況に関する事項	36
安心してお取引いただけるための取り組み	16	開示項目一覧	54
リスク管理への取り組み	21	営業地区、店舗一覧	55

\*本冊子における各数値は、特段のことわりのない限りすべて単位未満切捨て(%表示については小数第三位以下切捨て)で表示しております。

# 第八次経営計画

令和元年度を初年度とする第八次中期経営計画(3ヶ年)を策定し、進捗管理を行いながらその遂行に取り組んでおります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響のほか、昨今加速する様々な変化のなかにあっても私たちが変わらずに経営理念である「信頼と成長」を実現していくため、令和3年度は計画期間の途中ではありますが、経営基本方針を改めることにいたしました。これからも新しい方針の下、諸施策の履行並びに役職員の行動指針であるクレドの実践により、組合員の皆様とともに地域社会・地域経済への貢献を目指してまいります。



## 新型コロナウイルス感染拡大における取り組みと対応について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い影響を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、下記のとおり感染拡大防止に必要な対策を講じつつ、取引先に対する最大限の支援に努めてまいりました。今後も皆様にご不便とご迷惑をおかけする可能性もございますが、お客様の感染防止のためにも、ご理解・協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. お客様支援

- ・「新型コロナウイルスに関する相談窓口」を設置、休日特別相談会の実施
- ・群馬県中小企業再生支援協議会の「新型コロナ特例リスクスケジュール」を活用（14先）
- ・日本政策金融公庫の「新型コロナ対策資本金性劣後ローン」を取次（3件）
- ・飲食店を食べて応援する企画「デリバリーTuesday（略称：でりちゅう）」を実施
  - …毎週火曜日のランチに宅配可能なお取引先に役職員が出前注文（2/17～5/31 78先 904食 1,063千円注文）
  - …地域ごとに作成したチラシを店内に掲示し来店客に宣伝

### 2. 資金ニーズへの対応

- ・令和2年度コロナ対応融資取扱実績 1,090件 119億95百万円
- …実質無利子・無担保融資（いわゆるゼロゼロ融資）を活用した積極的な資金供給
- …資金繰り円滑化支援のための組合独自の特別融資の取り扱い

### 3. 臨時的な営業体制の見直し等（緊急事態宣言解除後に徐々に緩和）

- ・訪問活動の自粛
- ・営業店窓口における昼休み時間の導入
- ・人が集まる会議・行事等の延期・中止またはオンライン化
- ・交替制による在宅勤務、本部部署のスプリット（分散）勤務を実施
- ・営業店窓口に飛沫防止シールド板を設置、営業店内部を抗菌コーティング



（でりちゅうチラシ サンプル）

## SDGs実践に向けた取り組み

### SDGs定期預金

社会貢献に資する取り組みとして、お預かりした定期預金の残高に応じて当組合が寄付を行う「SDGs定期預金」を募集しました。

第I期でお預かりした金額は15億26百万円に達し、200,000円を天啓園等後援会（社会福祉法人伊勢崎市愛のはぐるま会の後援団体）へ寄付いたしました。

取扱期間：第I期 2020.6.15～9.30（寄付実施済）  
 第II期 2020.11.16～総額20億円達成次第終了  
 預入単位：10万円以上  
 預入期間：1年・3年・5年  
 寄付金額：募集金額の0.01%（当組合負担）  
 ※詳細は営業店窓口・担当者までお問合せください

※第II期の取扱期間は2021年6月30日現在の状況であり、募集が終了している場合がございます。予めご了承ください。



（天啓園での寄付贈呈）

### 地方創生SDGs官民連携プラットフォーム

SDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、広範なステークホルダーとのパートナーシップを深める官民連携の場として、内閣府により設置されたものです。会員が持つノウハウを集積したデータベースの閲覧や利用、課題解決に向けたマッチングイベントへの参加、会員に共通する課題の検討、知見の共有及び取り組みの具体化などを進めるための分科会への参加などを目的に参画いたしました。

地方創生SDGs  
 官民連携  
 プラットフォーム



私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

## 預金・貸出金

■ 預金残高 ..... **1,255**億円

■ 貸出金残高 ..... **910**億円

当期は、新型コロナウイルス対策の実質無利子・無担保融資(いわゆるゼロゼロ融資)を活用し、地域の中小事業者等の資金繰り支援を中心に積極的な資金供給を行い、貸出金は前期比112億円(14.1%)の大幅増加となりました。また、当該融資金の一部が口座に滞留したこと等により、預金も前期比86億円(7.4%)の大幅増加となりました。結果的に、預金・貸出金とも期末残高は過去最高を更新しました。



## 主要な損益

■ コア業務純益 ..... **3億52**百万円

■ 業務純益 ..... **3億01**百万円

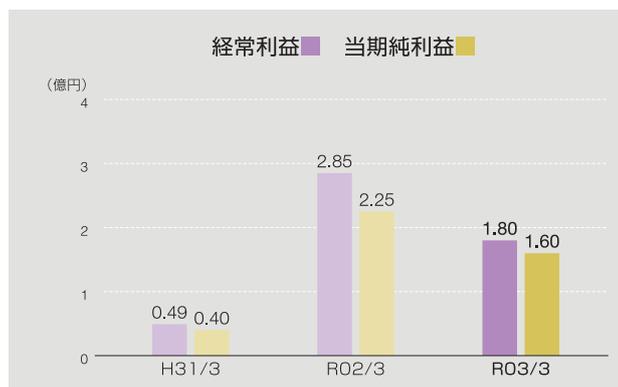
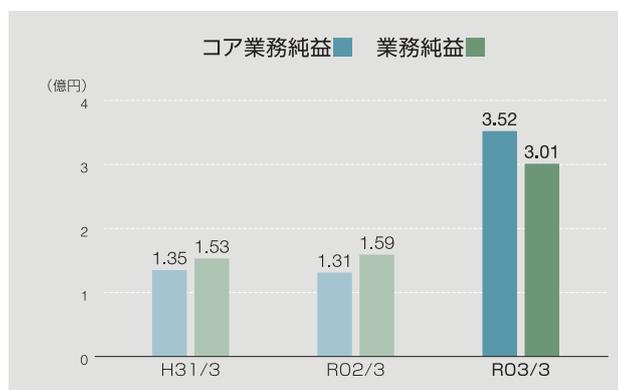
■ 経常利益 ..... **1億80**百万円

■ 当期純利益 ..... **1億60**百万円

本来業務から得た利益を示す指標であるコア業務純益は、貸出金のボリューム拡大を要因とする利息収入の増加と、人件費や物件費といった経費の圧縮により、前期比2.2億円の大幅増加となりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響を踏まえた貸倒引当金の追加引当等に伴う与信コストの増加により、経常利益は前期比1.0億円、当期純利益は前期比0.6億円のそれぞれ減少となりました。

\*コア業務純益は、業務純益から一時的な要因(一般貸倒引当金繰入額や債券売却損益等)を控除したものです。



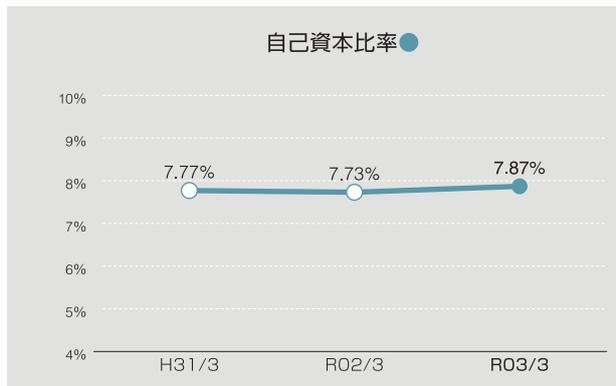
## 自己資本比率

■ 自己資本比率 …………… **7.87%**

■ 自己資本額 …………… **61億29**百万円

金融機関の健全性を示す自己資本比率は、総リスク資産に対する自己資本の割合をもって表し、国内のみで業務を展開する金融機関が達成すべき最低基準は4%とされております。

当期は、利益計上等により自己資本額が1.7億円増加したため、自己資本比率は前期比0.14ポイント上昇しました。



## 不良債権比率

■ 不良債権比率 …………… **3.27%**

■ 不良債権額 …………… **29億88**百万円

厳格な自己査定に基づく償却・引当のほか、抜本的な事業再生支援手法であるDDS(資本性借入金)の活用など、資産の健全化に積極的に取り組んでおります。当期は、不良債権は2.0億円増加したものの、貸出金全体の残高が増加したため、不良債権比率は0.21ポイント低下いたしました。

なお、不良債権のうち79.21%は担保・保証及び貸倒引当金によって保全が図れ、保全額を差し引いた実質的な不良債権の比率は0.68%でした。

\*本項目の数値は、P.44「金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況」に基づいて記載しております。



# 皆様の地域に貢献するためにできること

## 地域密着型金融への取り組み ～地域経済の活性化に向けた金融仲介機能の発揮について～

当組合は、経営理念「信頼と成長」のもと、あらゆる活動を通じて組合員の皆様との相互信頼を築き、皆様の成長に寄与し、ひいては地域社会の発展に貢献することを目指しております。日常的な活動においても、地域経済の活性化に向け、資金供給者としての役割にとどまることなく、さまざまななかたちで皆様を支援する取り組みを進めてまいりました。この地域密着型金融への取り組みについて、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用しながら、以下のとおり公表いたします。

### 金融仲介機能のベンチマークとは…

金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として、平成28年9月に金融庁が策定・公表したものです。

共通ベンチマーク **共通** …全ての金融機関が金融仲介の取り組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するための指標

選択ベンチマーク **選択** …各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる指標

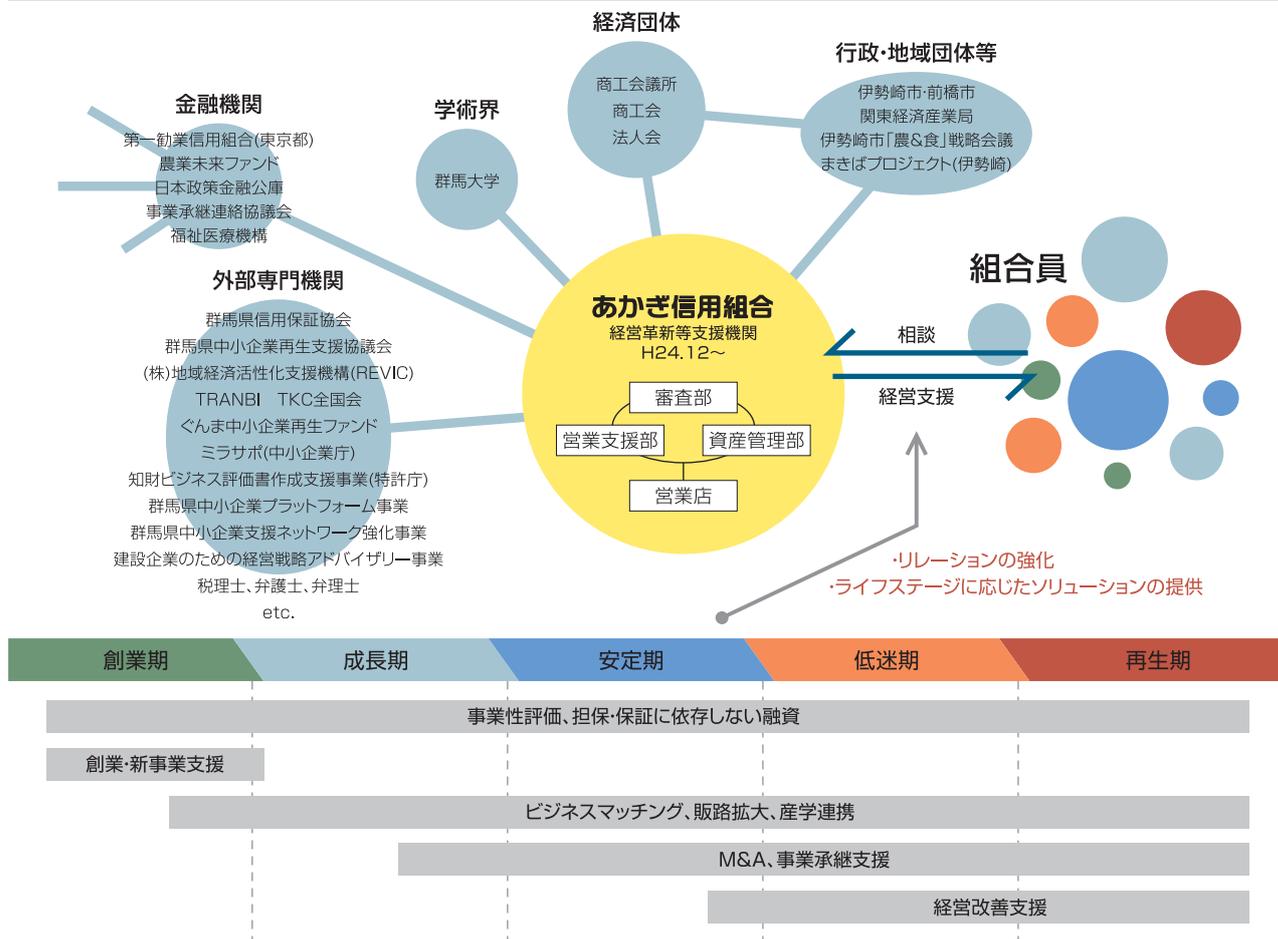
独自ベンチマーク …上記のほか、より相応しい指標がある場合に各金融機関が任意に設定する指標

## 1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

### 中小企業の経営支援に関する取り組みの方針

当組合は、地域密着型金融の積極的な取り組みを通じ、お客さまとの日常的・継続的な交わりにより、経営の悩み等を率直に相談できる信頼関係を築きます。そして、そこで得られた情報をもとに経営の目標・課題をモニタリングし、お客さまのライフステージ等を見極めたうえで、国や地方公共団体、外部専門家・外部支援機関等と連携し、最適なソリューションの提供に努めます。また、地域の面的な再生への積極的な参画を行い、成長分野の育成、産業集積による高付加価値等に向けた取り組みや地方公共団体が行う地域活性化に関するプロジェクトに対し、情報や人材を提供し、地域貢献いたします。

### 中小企業の経営支援に関する態勢



## 事業性評価の取り組み

**事業性評価** 事業性評価とは、金融機関が、現時点の財務データや担保・保証に過度に依存することなく、企業訪問や経営相談等を通じて情報を収集し、事業内容や成長の可能性などを適切に評価することです。これに基づく助言や融資により、取引先の課題解決や成長支援に貢献することを目指しております。

また、(株)地域経済活性化支援機構(通称:REVIC)の持つ知見やノウハウを吸収するため、同機構の実施する特定専門家派遣制度を活用するほか、同じく短期トレーニー制度に参加した4名の職員を中心とした継続的な内部研修を実施するなど、事業性評価に関する意識やスキルの向上に取り組んでおります。

**担保・保証に依存しない融資** お客様の事業内容に関する理解や成長可能性等に基づき、担保・保証に過度に依存することなく、最適な手法による資金供給に取り組んでおります。

選択39	(単位:回、人)	R03/3	R02/3
取引先の本業支援に関連する研修等の実施状況			
研修実施回数		5	6
参加者数		18	60
資格取得者数*		15	28

\*きんざいエキスパート、事業性評価人、動産鑑定アドバイザー

共通5	(単位:社、億円)	R03/3	R02/3
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数、及び全与信先に占める割合		173 15.6%	227 13.8%
上記与信先に対する融資残高、及び全体に占める割合		341 54.3%	349 62.8%

選択5	(単位:社)	R03/3	R02/3
事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている先		326	652
上記のうち、労働生産性向上のための対話を行っている先		156	374

選択7~11	(単位:社、億円)	R03/3		R02/3	
		先数	残高	先数	残高
全与信先数、及び融資残高		1,842	669	1,639	556
無担保融資の先数、及び融資残高 (下段は全体に占める割合、以下同じ)		1,186 64.4%	141 21.1%	1,049 64.0%	140 25.2%
根抵当権を設定していない与信先数		1,464 79.5%	-	1,333 81.3%	-
無保証のメイン取引先数		355 19.3%	-	487 29.7%	-
信用保証協会付の融資残高		-	137 20.5%	-	42 7.6%
100%保証付きの融資残高		-	101 15.1%	-	8 1.4%
経営者保証に関するガイドラインの活用先数 (H27.4以降の累計。P12に詳細を記載)		465 25.2%	-	273 16.7%	-

## リレーションの強化

組合員の皆様との日常的・継続的な関わり合いを通して、経営上の目標実現や課題解決に向け、営業店・本部が一体となってサポートさせていただきます。加えて、外部専門家の知見を活用するほか、各界と連携するなど、多彩なネットワークに裏付けられたコンサルティング機能の充実にも取り組んでおります。

**融資協議書作成支援システム** 本システムの導入に伴い貸出審査業務を電子化しております。これにより融資情報の発生段階から営業店・本部間で情報を共有しながら審査を進めていく態勢が整い、財務内容や担保に過度に依存することなく、事業や人をみた適切な提案を速やかに行うことが可能となりました。書類の作成・授受のために要していた時間の削減と併せ、有意義な訪問活動とスピード感のある対応に努めております。

共通1	(単位:社、億円)	R03/3	R02/3	H31/3
メイン先数(*1)		898	703	585
融資残高		471	357	350
経営指標等(*2)が改善した先数		395	341	300
上記先に係る融資残高の推移		308	258	264

\*1メイン先…本計表ではグループベース  
\*2経営指標等…売上高、営業利益率、労働生産性等の指標

選択1~2	(単位:社)	R03/3	R02/3	H31/3
全取引先数の推移		1,842	1,639	1,626
メイン取引先数の推移 (下段は全体に占める割合)		958 52.0%	738 45.0%	639 39.3%

\*先数は単体ベース

選択31	(単位:日)	R03/3				R02/3			
		設備資金	運転資金	経常運転資金	赤字補填資金	設備資金	運転資金	経常運転資金	赤字補填資金
融資申込みから実行までの平均日数 (債務者区分別、資金使途別)	正常先	4.4	3.4	3.3	4.0	4.1	3.6	3.2	3.8
	その他要注意先	5.1	4.2	4.2	5.1	5.3	4.7	4.3	5.5
	その他(要管理先以下)	6.9	5.8	5.6	6.6	7.0	6.4	6.2	7.6

選択4	(単位:回、時間)	R03/3	R02/3
取引先への月単位の平均接触頻度		2.0	2.4
取引先への月単位の平均面談時間		0.4	0.4

選択33	(単位:億円)	R03/3	R02/3
運転資金		320	315
短期融資の額、及び運転資金全体に占める割合		96 30.0%	102 32.4%

ライフステージに応じたソリューションの提供

共通4		(単位:社、億円)	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数(単体)、 及び融資残高	R03/3	先数 融資残高	1,842 669	106 48	280 188	470 303	215 85	35 1
	R02/3	先数 融資残高	1,639 556	123 49	214 149	484 273	136 48	37 5

選択14		(単位:社、億円)	全与信先	提案先	割合
ソリューション提案先数・融資残高 及び全与信先に占める割合	R03/3	先数 融資残高	1,842 669	50 63	2.7% 9.4%
	R02/3	先数 融資残高	1,639 556	206 204	12.6% 36.7%

**ライフステージの定義**  
 創業期…創業・第二創業から5年以内  
 成長期…売上高平均で直近2期が過去5年の120%超  
 安定期…同上 80%~120%  
 低迷期…同上 80%未満  
 再生期…貸付条件の変更または3か月以上延滞あり  
 ※判定不能な先は全与信先のみ含まれます。

選択15		(単位:社)	メイン先数	提案先	割合
メイン取引先のうち、経営改善提案を行っている 先の割合	R03/3		958	125	13.0%
	R02/3		738	94	12.7%

創業期

■ 創業・新事業支援

創業や新事業の開拓を目指す方々に対して、情報提供・計画策定・資金供給など、それぞれのステージに応じた支援を行い、地域経済の持続的な成長への貢献に取り組んでおります。

**AKG創業支援プロジェクト** 創業支援セミナー・創業学舎ISESAKIでは、各界の専門家を招き、創業を目指す方に対し情報提供を行っております。

**まきばケータリングカーローン** …近年市場規模の拡大する「中食」業界での創業を支援するための、創業学舎から生まれた期間限定商品です。セミナー受講などが利用条件となりますが、ご利用の方には経験豊富なまきばプロジェクトがノウハウから出店場所まで幅広くサポートいたします。

商品の概要

取扱期間:2020.3.10~2021.3.31  
 資金使途:移動販売車購入、改造、及び創業にかかる諸経費  
 利率:当初6か月間0%、以降年3.75%  
 担保・保証:原則不要  
 その他:対象者、限度額、及び期間等所定の条件がございます  
 ※取扱期間終了につき、取扱再開は検討中です。

成長期  
安定期

■ ビジネスマッチング

**組員同士のマッチング** 日々の活動を通じて蓄積した情報や組合内のネットワークを活用し、お客様同士をマッチングしニーズの実現に協力しております。また、お客様の売りたい・買いたいなどの情報を共有するデータベース情報掲示板システムを構築しております。

そのほか、組員組織であるあかぎクラブ・健山会の活性化に向けた取り組みにより、組員同士がビジネスパートナーになれる環境を醸成しております。

(単位:件)	R03/3	R02/3
ビジネスマッチング成約件数…	55	60

共通3		(単位:社)	R03/3	R02/3
当組合が関与した創業、 第二創業の件数	創業		55	27
	第二創業		5	4

選択16		(単位:社)	R03/3	R02/3
支援内容別の創業支援先数				
①創業計画の策定支援			19	31
②創業期の取引先への融資(プロパー)			30	21
②創業期の取引先への融資(信用保証付)			26	9
③政府系金融機関や創業支援機関の紹介			3	0
④ベンチャー企業への助成金・融資・投資			0	0

\*1社に対して複数内容の支援を行っている場合もあります。

創業支援・新事業開拓支援資金の実行件数・金額

(単位:百万円)	R03/3	R02/3
創業支援資金の実行件数・金額……………	46件 995	61件 1,575
新事業開拓支援資金の実行件数・金額……………	116件 2,822	63件 1,597

\*資金使途を限定した商品に限らず、当該資金使途としての実績の把握が可能なものを含みます。

**アグリビジネス支援** 第一勧業信用組合(東京都)と連携し、取引先農業者の都内への販路拡大を支援しております。

**しんくみ食のビジネスマッチング展** 信用組合のお取引先を対象とした全国規模の商談会・物産展です。(毎年開催@東京)

**産学連携** 群馬大学との産学連携に関する協定を締結し、緊密な情報交換により、研究成果のシーズと地域企業の技術ニーズのマッチングや取引先の技術相談の支援など、地域社会の発展に貢献できる態勢を整えております。

## M&A、事業承継支援

今後数年のうちに多くの中小企業・小規模事業者が事業承継のタイミングを迎えることが予想されるなか、当組合でもこれを重要な課題のひとつと認識して取り組んでおります。営業店からの情報を本部(営業支援部)に集約し、営業店と本部とが一体となり計画策定支援など円滑な事業承継をサポートする態勢としております。また、群馬県事業引き継ぎ支援センターや提携するM&Aコンサルティング会社など外部の専門家との連携により機能強化を図っています。

そのほか、事業を引き継いだ若手経営者等を対象とした経営セミナーの開催などにも取り組んでおります。

**事業承継連絡協議会** 全国25の信用組合からなる事業承継に関する本協議会に参加し、営業エリアの外との情報交換にも努めております。

**TRANBIとの業務提携** 中小企業自らがM&Aを行うことができるオンラインプラットフォーム「TRANBI」をご紹介し、事業承継や経営戦略の実現に役立てていただける環境を整えております。

選択19・21	(単位:社)	R03/3	R02/3
M&A支援先数		17	1
事業承継支援先数		24	8

低迷期  
再生期

## 経営改善・事業再生等の支援

**中小企業再生支援協議会の活用** 取引先の経営改善支援のため、専門機関である群馬県中小企業再生支援協議会を積極的に活用しております。また、抜本的な再生支援手法であるDDS(資本性借入金)にも取り組んでおります。

(単位:社)	R03/3	R02/3
中小企業再生支援協議会活用先……	15	4
うち 計画承認先……	14	3
うち 計画検証中……	1	1
うち 持込計画原案完了……	0	0
うち 事前協議……	0	0
うち 持込計画原案策定支援……	0	0
うち DDS(資本性借入金)実施……	0	0

※R03/3期の活用先のうち14先は、「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール」支援を活用したものです。

**日本政策金融公庫との連携強化** 抜本的な再生支援手法であるDDS(資本性借入金)を多くの事業者に広く活用していただくため、同公庫に積極的に取次を行っております。

(単位:社)	R03/3	R02/3
日本政策金融公庫へのDDS取次……	3	-

**金融円滑化への取り組み** 中小企業円滑化法の趣旨に則り、貸付け条件の変更等の申込み手続きに適切かつ積極的に取り組んでおります。

共通2		(単位:社)	R03/3	R02/3
貸付条件の変更先数			*175	183
経営改善計画の進捗状況	好調先		3	3
	順調先		34	48
	不調先		19	16
	計画未策定先		119	116

\*正常先5先、その他要注意先115先、要管理先3先、破綻懸念先24先、実質破綻先・破綻先28先

**経営改善支援への取り組み** 経営支援集中先を選定したうえで計画策定支援・計画実行モニタリングを継続的にを行い、取引先の経営改善支援に取り組まれました。

取り組みに際しては、中小企業再生支援協議会や認定支援機関である地元税理士法人(業務提携先)などの外部専門機関等との連携を図り、質の高い経営支援・事業再生支援を実現しております。

(単位:先数)	R03/3	R02/3
期首債務者数 A……	1,639	1,626
経営改善支援取り組み先 $\alpha$ ……	250	227
期末に債務者区分がランクアップした先 $\beta$ ……	17	16
期末に債務者区分が変化しなかった先 $\gamma$ ……	219	192
再生計画を策定した先 $\delta$ ……	120	120
経営改善支援取り組み率 $\alpha/A$ ……	15.3%	14.0%
ランクアップ率 $\beta/\alpha$ ……	6.8%	7.1%
再生計画策定率 $\delta/\alpha$ ……	48.0%	52.9%

- 1.期首債務者数は各年度における4月当初の債務者数です。
- 2.債務者数、経営改善支援取り組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンのみは含んでおりません。
3. $\beta$ は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取り組み先で期中に完済した債務者は $\alpha$ には含まれますが $\beta$ には含んでおりません。
4. $\delta$ は、 $\alpha$ のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
- 5.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

選択23	(単位:社)	R03/3	R02/3
事業再生支援先における 実抜計画策定先数		224	213
うち未達成先数及び 全体に占める割合		39 17.4%	29 13.6%

選択24	(単位:社、億円)	R03/3	R02/3
事業再生支援先における DES・DDS・債権放棄を行った 先数(上段)、及び実施金額(下段)		5 3.5	5 3.5

\*累計ベース

選択25	(単位:年)	R03/3	R02/3
破綻懸念先の平均滞留年数		2.48	2.71

共通

## ファンドの活用

**信用組合共同農業未来ファンド** 6次産業化や法人化を目指す農業従事者、異業種からの農業参入を目指す企業に対する経営支援を行うものです。(全国9信組等が共同出資により設立し、当組合もこれに参加)

\*上記2ファンドはいずれも投資事業有限責任組合です。

**ぐんま医工連携活性化ファンド** 県内において医療産業の振興に資する事業を行う製造業を中心とした事業者を支援するファンドに出資しております。

選択20	(単位:社)	R03/3	R02/3
ファンドの活用推進先数		0	2

■ ニーズに応じた最適な資金供給

業種・業況・資金使途などに応じた様々な資金需要に対し、多彩な商品構成をもって最適な手法での資金供給を行っております。また、ABL(動産担保・売掛債権担保融資)も活用しております。

(単位:百万円)	R03/3		R02/3	
ABL(動産担保).....	125件	2,930	76件	2,042
当座貸越「活力」(極度額).....	5件	233	4件	104
短期資金「短コロ活力」.....	35件	281	62件	416
経営支援資金「活力」.....	30件	259	11件	36

**日本政策金融公庫との協調商品** 様々な分野で高い専門性を有する日本公庫と地域に根差す当組合が協調することで、お客様にとって資金調達が多様化と安定化をもたらします。

- ・創業支援融資「プライム」
- ・事業再生支援融資「サポート」
- ・事業承継支援融資「バトン」

2. 地域の面的再生への積極的な参画

日常的・継続的な活動によって得られる取引先や地域の各種情報を蓄積しつつ、地域の面的再生に向け当組合が貢献できる分野での役割を果たしております。

**組合員組織の活性化** 組合員の皆様で構成・運営されるあかぎクラブ(756名)、同じく若手経営者による**健山会**(618名)について、講演会や交流会などを通じて組合員同士が業種や地域を越えて交流できる機会を提供し、組織の活性化に取り組んでおります。また、健山会会員向け事業として、経営コンサルタントによる無料経営相談会を開催しております。(令和2年度はコロナ禍のためすべての行事開催を見送りました。)

**各方面との連携強化** 資金供給者としての役割にとどまらず、広く地域経済の発展に関わりをもつためのネットワーク構築に向け、各方面との連携強化に積極的に取り組んでおります。

- 行政 ・伊勢崎市…包括連携協定
- ・前橋市…同上
- ・関東経済産業局…地域金融機関との連携プログラム
- 経済団体 ・伊勢崎商工会議所…連携協力提携
- ・富士見商工会…同上
- ・群馬伊勢崎商工会…同上
- 専門機関 ・群馬県信用保証協会…中小企業等の振興に係る相互協力
- ・(株)地域経済活性化支援機構(通称REVIC)…特定専門家派遣契約
- ・TRANBI…事業承継・M&Aに関するビジネスマッチング契約
- 金融機関 ・第一勧業信用組合(東京都)…連携協力協定
- ・日本政策金融公庫…業務連携・協力協定
- ・JPBV(価値を大切に金融実践者の会)…賛助会員
- ・独立行政法人福祉医療機構…福祉医療貸付事業に関する覚書
- 学術団体 ・群馬大学…産学連携協定
- 地域団体 ・伊勢崎市「農&食」戦略会議…メンバーとして参画

**成長分野への資金供給** 資金需要が活発な太陽光発電事業、地域や社会からの要望が強い介護関連事業等に資金供給を行い、地域社会の発展に貢献しております。

(単位:百万円)	R03/3		R02/3	
実行ベース				
太陽光発電事業.....	162件	3,629	90件	2,042
介護事業.....	6件	294	4件	127
期末残高				
太陽光発電事業.....	584件	13,428	461件	11,419
介護事業.....	35件	2,380	36件	2,375

**取引事業先との協力提携** 当組合の利用促進と事業所の福利厚生への充実を両立させる**協力提携契約**を促進し、取引先との関係強化を図っております。また、ニーズに応じて、従業員の愛社精神の醸成や人材確保に貢献できる**社員借入支援制度**の提案を行っております。

(単位:先数)	R03/3	R02/3
期中に提携契約を締結した事業先.....	49	19
同上の累計先数.....	1,091	1,042

**群馬県プロフェッショナル人材戦略拠点** 企業の成長のための人材ニーズに対し、同拠点と連携して経験豊富な人材を紹介する事業に当組合も参加しています。

3. 地域や利用者に対する積極的な情報発信

積極的かつ充実した情報発信を行うことで、地域との信頼関係の強化を目指しております。

**総意見交換会** 総代会の機能強化を図ることも兼ねて、経営陣と総代とによる懇談会を実施し、業績の報告や意見交換を行っております。詳細はP.24をご覧ください。

**多様な情報提供** 各種の講演会など地域の皆様に多様で有益な情報提供の機会を設けております。

**開示の充実** ディスクロージャー誌やホームページにより経営状況や営業内容などに関する情報を発信しております。

## 「経営者保証に関するガイドライン」に関する取り組み

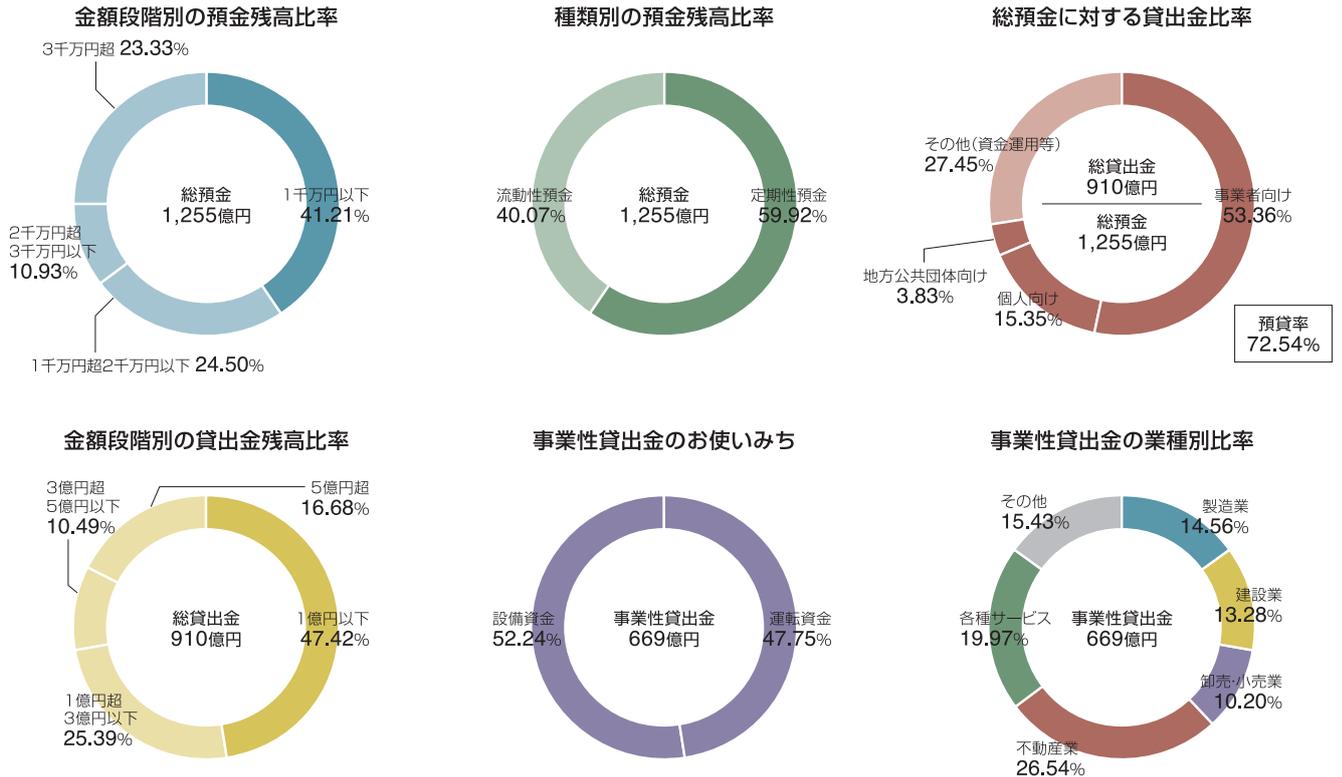
当組は、経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日公表。以下、ガイドラインという。)を自発的に尊重し、遵守いたします。今後、お客様と保証契約を締結する場合、また保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応し、お客様との継続的且つ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況	R03/3	R02/3
新規に無保証で融資した件数(ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)…a	579	276
経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数…b	-	-
新規融資件数…c	2,270	1,731
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合…(a+b)/c	25.50%	15.94%
保証契約を変更した件数	4	-
保証契約を解除した件数	7	13
うち、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	-	6
うち、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	7	7
ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	-	-
うち、メイン行としての成立件数	-	-

## 預金と融資を通じた地域貢献

当組合は、地域に根差した金融機関として、皆様からご預金をお預かりし、またその資金を活用してご融資をさせていただいております。また、幅広い業種の事業者様や個人のお客様にそれぞれのニーズに応じたお取引をさせていただくことにより、地域の経済発展に広く深い関わりをもっております。

### 預金・貸出金の状況



### 主な制度融資のご利用状況

(単位:百万円)

	件数	金額		件数	金額
群馬県小規模企業事業資金	195	285	前橋市小口資金	103	126
群馬県創業支援資金	12	34	前橋市中小企業季節資金	8	26
群馬県中小企業設備支援資金	10	101	前橋市中小企業経営振興資金	15	11
群馬県経営強化支援資金	20	27	前橋市経営安定資金(新型コロナ対応)	22	167
群馬県セーフティネット資金 A	7	13	前橋市短期サポート資金	1	20
群馬県セーフティネット資金 B	5	13	太田市小口資金	16	22
群馬県経営サポート資金B(セーフティネット保証等関連)	9	271	みどり市小口資金	4	6
群馬県経営サポート資金C(災害復旧関連)	3	35	沼田市小口資金	30	31
群馬県経営サポート資金F(危機関連保証)	10	172	沼田市中小企業経営振興資金(新型コロナ対応)	6	61
群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金	957	9,979	日銀成長基盤強化資金	32	771
伊勢崎市小口資金	148	355	日銀貸出増加支援資金	45	625
伊勢崎市中小企業活性化資金	3	0	合計	1,661	13,161

## 組合組織の活性化・地域貢献活動

### あかぎクラブ・健山会 ★

「あかぎクラブ」は、組合員の皆様で構成・運営される組織です。会員相互の親睦と経済的地位の向上、また当組合の業務区域内の振興及び繁栄を図ることを目的として様々な活動を行っております。  
(会員数 756名)

また、若手経営者・事業後継者の方々を対象とした「健山会」は、全店規模で行事を行うことにより、地区の垣根を越えた広い交流も可能としております。最適ナビジネスパートナーをいつでも探せるWeb名簿や、経営コンサルタントと1対1で相談できる無料相談会など経営課題解決の助けになる態勢も整備しています。(会員数 618名)

### あかぎクラブジョイアス旅行会 ★

会員相互の親睦と容易に旅が楽しめる環境をご提供するために、様々な旅行企画をさせていただいております。また年に6回会員の皆様宛に信用組合情報誌「ボンビバーン」をお届けしております。(会員数 374名)

### 環境問題への取り組み

あかぎ信用組合は、地域社会の一員としての責任を果たすべく、環境問題にも積極的に取り組んでおります。

5月から9月までをクールビズ期間としてノージャケット・ノーネクタイ・ポロシャツによる軽装勤務を実施し、エアコンの使用抑制を図るとともに、照明や電気機器等の節電を行い、電力使用量削減に努めております。

### 地域行事への参画 ★

地域コミュニティ活性化のため、お祭りへ参加するなど地域の皆様との交流の輪を広げております。

### 無料年金相談 ★

顧問社会保険労務士を招き、各本支店で無料相談会を開催しております。皆様からの年金に関するあらゆるご質問・ご相談にお答えいたします。

#### 当期の実績

開催回数10回 相談件数111件 裁定請求16件

### 寄付等

#### ピーターバンカードの取扱い

カードショッピング利用額の0.5%が県内信用組合とオリコから県内の各福祉施設へ寄付されて児童等の支援活動などに役立てられております。なお、この寄付に際し、カードをご利用になるお客様にご負担をおかけすることは一切ありません。

当期は、日本ダウン症協会群馬支部へ488,940円、社会福祉法人一越会へ110,000円を寄付させていただきました。

(会員数 548名)

#### SDGs定期預金

お預かりした定期預金の残高に対して0.01%を社会解決策に資することを目的に地方公共団体に寄付しております。なお、この寄付に際し、お預けいただいたお客様にご負担をおかけすることは一切ありません。当期は、天啓園等後援会へ200,000円を寄付させていただきました。

### 「しんくみの日週間」の運動

毎年9月3日を「しんくみの日」、9月1日～7日を「しんくみの日週間」とし、「しんくみ」をもっと地域の皆様に知っていただけるようあかぎ信用組合でも様々な活動を行っております。

#### 活動内容

- ・献血活動への協力(8～9月)申込者 19名 献血者 17名
- ・ご来店のお客様2,000名へ花の種を進呈
- ・地域の清掃活動を実施

★… 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当期は行事の延期または中止、あるいは規模を縮小して開催いたしました。

## あかぎクラブ・健山会 会員募集中

#### 資格

共通……組合員の方  
ラブ積金または定期積金「活力」のご契約者様  
健山会…55歳までの経営者様またはこれに準じる方

#### 特典(共通)

預金……ラブ積金・定期積金「活力」  
→ 一般の方よりお得な年利率を適用  
融資……事業資金「活力」シリーズ・トラストローン・トラスト総合口座・県小規模企業事業資金(保証協会保証付)  
→ ご契約時の適用金利-0.2%  
その他…普通傷害保険を付保(死亡・後遺障害50万円)

#### 特典2(健山会会員様向け)

融資……「健山会会員ローン」  
入会后1年経過した健山会会員様向けで、一般の方よりもお得な金利でご利用できるローンです。(詳細はP.28の商品案内をご覧ください)  
その他…「無料経営相談会」  
専門の経営コンサルタントを招き、定期的に無料で経営相談会を開催しています。

#### 年会費

あかぎクラブ……………12,000円  
健山会……………10,000円  
\*その他詳細はお取引店までお気軽にお問合せください。

# 安心してお取引いただける金融機関であるために

## コンプライアンス(法令等遵守)の取り組み

コンプライアンス(法令等遵守)とは、役職員が法令、諸規則、諸規程を遵守し、もって企業倫理にもとることなく、誠実かつ公正に業務を遂行することをいいます。当組合では、業務を行う上で役職員が守るべき行動指針を定め、地域の皆様に安心してお取引いただける金融機関であり続けるために最善の努力をしております。

### 基本方針と運営体制

当組合は地域金融機関として常に健全経営に徹することにより、中小零細企業者および勤労者の金融の円滑化、ならびに組合員の方々へのサービス向上に努めます。また、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献し、各種法令・規則を遵守するとともに、誠実・公正な行動により社会・お客様からの信頼確保に努めます。そして、地域社会とのコミュニケーションを重視し開かれた経営を実施すること、さらに反社会的勢力の介入に対しても企業として断固これに立ち向かい、これを排除することをもってコンプライアンスの基本方針としております。

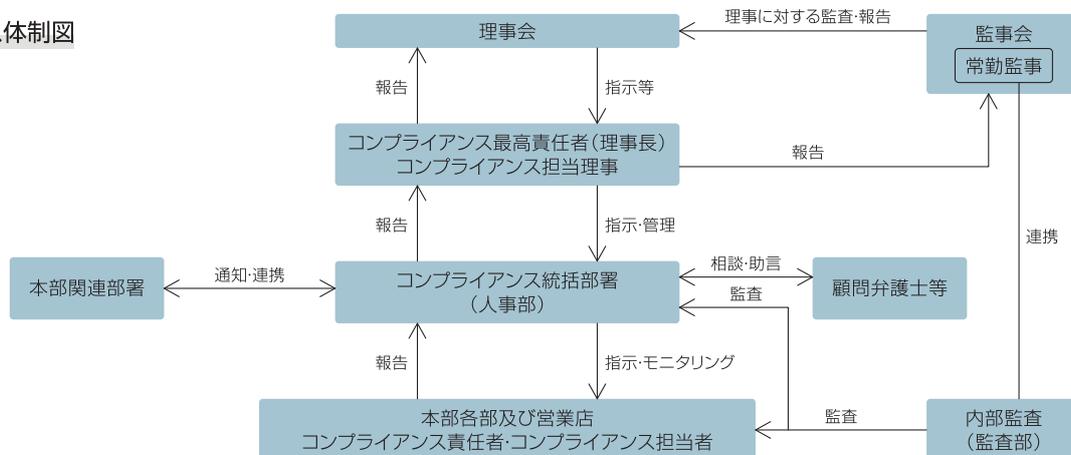
なお、運営体制は、下の図表のとおり最高機関である理事会から各本店に配置するコンプライアンス担当者に至る報告・指示系統を構築しており、また内部監査(常勤監事及び監査部)による牽制機能のより一層の強化も図っております。このような体制の下で年度毎に策定するコンプライアンス・プログラムの実践・進捗管理により、法令等遵守を重視する企業風土の醸成及び役職員の意識の確立に取り組んでおります。

### 反社会的勢力に対する対応

社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断することが、当組合がお客様からご信頼をいただき、また、業務の適切性及び健全性を確保するために必要不可欠であります。そのために反社会的勢力に対する基本方針の下、内部規程や管理システムなどの整備・運用のほか、外部専門機関との連携により、反社会的勢力との関係を遮断する態勢を構築しております。

また、各種お取引の開始に際して反社会的勢力に該当しない旨を表明・確約していただき、これに反した場合は取引等の解消を行う「反社会的勢力の排除に係る規定(暴力団排除条項)」を各種お取引やサービスに設けさせていただき、本態勢のより一層の強化を図っております。

### コンプライアンス体制図



### 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応  
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関との連携  
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断  
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 有事における民事と刑事の法的対応  
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止  
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

## 安心してお取引いただけるための取り組み

お客様が当組合と安心してお取引いただけるための取り組みは、社会環境やお客様のニーズなどが多様化・複雑化している昨今において、より一層重要なテーマであると位置づけております。当組合ではさまざまな面において実効性のある体制づくりと、職員の研修教育を行うことにより、このテーマの実現と継続に努めております。

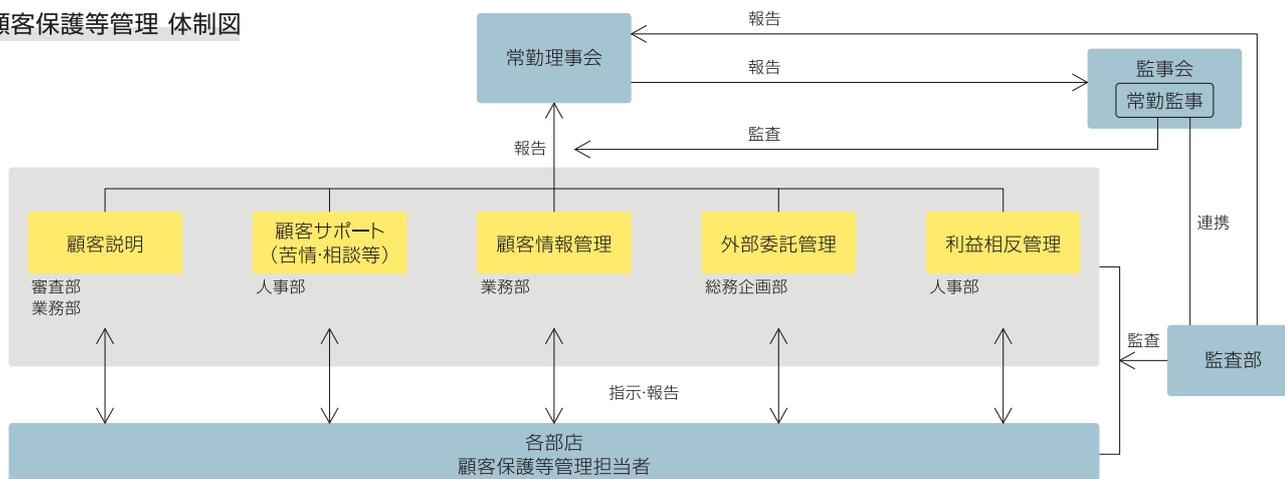
### 顧客保護等管理態勢

当組合では、「顧客保護等管理方針」を策定するとともに、これに関連する各種規程及び体制を整備することにより、お客様の保護と利便性の向上を図っております。

### 個人情報の保護について

お客様の個人情報につきましては、「個人情報保護方針」「個人情報保護宣言」に基づき、個人情報保護法等に則り適切な管理を行っております。

### 顧客保護等管理 体制図



### 顧客保護等管理方針

#### 1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下「お客さま」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

#### 2. お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

#### 3. お客さまからのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

#### 4. お客さまの情報管理について

(1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。

(2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

#### 5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取扱いやお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

### 個人情報保護方針

当組合は、「信頼と成長」をスローガンとして組合員をはじめとするお客様皆様に『信頼』される「あかぎ」であり続けるために、お客様・組合員の皆様すべての個人情報について、その保護を最重要課題の一つと位置づけ、個人情報保護に関する法令や当組合の各種規程を遵守し、個人情報の保護と機密性を確保してまいります。

## お客様本位の業務運営について

当組合は、経営理念(信頼と成長)の実現とその行動指針であるクレドを実践するために、「お客様本位の業務運営についての基本方針」を策定・公表し、全役職員でこれを遵守・共有・実践することでお客様との信頼関係を築いてまいります。

### お客様本位の業務運営についての基本方針

- 1.お客様の最善の利益の追求
  - ・当組合は、お客様とライフプランを共有し、お客様の知識、経験、資産状況などを十分に把握して、お客様のニーズにあった金融商品や上質なサービス・情報を提供してまいります。
  - ・当組合は、常にお客様目線で物事を考え、お客様からのご相談に誠意をもって迅速に対応するとともに、商品に係る重要な情報やお客様が負担する手数料などについて、丁寧に分かりやすい説明をしております。
- 2.利益相反等の適切な管理
  - ・当組合は、「利益相反管理方針」に基づき、お客様の利益が不当に害されることがないように提案・販売を行っております。
  - ・当組合は、お客様との取引にあたり、優越的地位の濫用に抵触をしないように提案・販売を行っております。
- 3.お客様本位の態勢整備
  - ・お客様の必要とする上質なサービスをスピーディかつタイムリーに提供するために、研修や資格取得等によってスキルとモラルの向上を図っております。

## 適切な商品・サービスの提供について

当組合では、「金融商品に係る勧誘方針」「保険募集指針」「共済勧誘方針」「共済募集指針」を策定し、お客様に合った商品・サービスを適切な方法でご提供しております。

### 金融商品に係る勧誘方針

- 当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。
- 1.当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
  - 2.金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
  - 3.当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
  - 4.当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
  - 5.当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
  - 6.金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## 危機管理および業務継続体制について

預金や為替等の金融機関業務については、社会性・公共性の高い業務という観点から、金融機関が果たす社会的責任として業務の継続性確保が強く求められています。

当組合では、群馬県を営業基盤とする地域金融機関として業務継続に重大な影響を及ぼすと予想される大規模地震、大雪、噴火、サイバー攻撃等によるシステム障害、新型インフルエンザ等々が発生した場合の業務継続を図るため、災害等による事故発生時に取るべき行動の指針を明確にした計画書として「緊急時対応計画(コンティンジェンシープラン)」を定め、また、突発的な緊急事態において、すみやかに当組合の事業を継続させるという観点からその具体的手順や体制を確立させるための指針を明確にした計画書として「事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)」を定めています。

計画的な教育訓練を通じてBCPの有効性を高めながら、非常事態発生時の業務継続体制を全職員へ周知徹底しています。

## 「顧客受入方針」について

### 顧客受入方針

当組合では、犯罪収益の移転を未然に防止するために、お客様と取引を行う際に取引時確認が必要となる取引及び同取引に係るお客様の属性情報の取得・管理について「犯罪収益移転防止法」などの法令を遵守するとともに、当組合が作成する特定事業者作成書面の内容を踏まえて、下記の各事項について適切な対応を実施するものとし取引の種類に応じて「取引時確認」を実施させていただきます。なお、お客様が取引時確認に応じていただけない場合には、お客様が取引時確認に応じていただけるまで当該取引を謝絶いたします。

また、お客様の取引が犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引の届出」に該当する取引事例に該当すると判断した場合には、速やかに監督官庁に「疑わしい取引の届出」を行うとともに、継続的なモニタリングの実施や取引謝絶などの措置を実施します。

反社会的勢力、または非居住者によるお申し込みについてはこれを謝絶いたします。

- 預金口座の開設、200万円を超える大口現金の受払いをする取引、為替取引を伴う10万円を超える現金の受払をする取引など  
 閾値以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるためにこの取引を分割していることが一見して明らかなのは該当取引とみなします。  
 ・上記取引の際に当組合が確認する事項、および確認方法は下表のとおりです。  
 ・当該取引において把握したお客様の属性情報は、当組合の個人情報保護規程に基づき適切に管理いたします。
- 特別の注意を要する取引など
  - マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引
  - 一般的な同種の取引態様とは著しく異なると窺える態様で行われる取引  
 ・上記取引の際に当組合が確認する事項、および確認方法は下表のとおりです。  
 ・当該取引において把握したお客様の属性情報は、当組合の個人情報保護規程に基づき適切に管理いたします。
- 高リスク取引など
  - なりすましの疑いがある取引、または本人特定事項を偽っている疑いがある顧客との取引
  - マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住している顧客との取引
  - 重要な公的地位にある者(外国PEPs)との取引  
 ・上記取引において当組合が確認する事項、およびその確認方法は、下表のとおりです。  
 なお、マネー・ローンダリングに利用されるおそれの高い取引であることを踏まえ、「本人特定事項」および「実質的支配者」については通常よりも厳格な方法により確認させていただきます。  
 ・把握したお客様の属性情報は、当組合の個人情報保護規程に基づき適切に管理します。

確認事項	通常取引および注意取引 (上記1,2が該当します)	高リスク取引 (上記3が該当します)
本人特定事項 (個人)氏名、住居、生年月日 (法人)名称、本店又は主たる事務所の所在地	以下の本人確認書類をご提示いただけます。 (個人) 運転免許証、在留カード、旅券(パスポート)等顔写真のある 公官庁発行書類など 外国人の方は在留カード ※在留期間の失効について必ず確認させていただきます (法人) 登記事項証明書、印鑑登録証明書、公官庁発行書類で法人の 名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの など	左記に同じ また、必要と判断する際には、このほかの疎明資料をご提示いただく ことがあります。
取引を行う目的	自己申告、および疎明資料	自己申告、および疎明資料。また、必要と判断する際には、そのほか の疎明資料をご提示いただくことがあります。
職業または事業内容 (個人)職業 (法人)事業の内容	(個人)申告 (法人)定款、登記事項証明書など	左記に同じ
実質的支配者 (議決権の保有その他の手段により当該法人 を支配する自然人(全ての法人に存在))	代表者からの本人特定事項に関する申告	株主名簿(資本多数決の原則を採る法人の場合)、登記事項証明書(資本 多数決の原則を採る法人以外の法人の場合)など、 かつ代表者等からの本人特定事項の申告
資産及び収入の状況 (ハイリスク取引で、200万円を超える財産の 移転を伴う場合に限ります)		(個人)源泉徴収票、確定申告書、預金通帳など (法人)貸借対照表、損益計算書など

#### ※犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引事例

- 多額の現金・小切手による入出金を伴う取引  
(顧客属性や取引態様に見合わない場合を含みます)
- 現金・小切手を伴い短期間に頻繁に行われる取引で、入出金総額が多額の取引
- 架空、他人、実体が無い法人として疑いがある口座の利用
- 匿名または架空と思われる口座名義により送金を受ける口座の取引
- 多数の口座を保有している顧客の口座を使用した取引
- 開設後、短期での多額・頻繁な入出金を経て、解約・休止した口座の取引
- 通常は資金の動きが無いにもかかわらず、突如多額の入出金が行われた口座の取引
- 入金口座から現金により払い戻した直後に、その現金を払戻口座の名義別に送金する取引
- 多数の者に頻繁に送金を行う口座の取引  
(送金を行う直前に多額の送金を受ける場合を含みます)
- 多数の者から頻繁に送金を受ける口座の取引  
(送金を受けた直後に当該口座から多額の送金、または出金を行う場合)
- 金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例」に示された取引
- その他、当組合が相当なる注意をもって「疑わしい取引」と判断した取引

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針について

当組合は、お客様との相互信頼を築き、その成長に寄与し、地域社会の発展に貢献したいとの経営理念に基づき、地域への積極的参画と金融サービスを提供しております。お客様やお取引先からお預かりしたご預金は付加価値の高いサービスを提供するための重要な「資産」であり、適切な運用に努めることは当組合の重大な責務であると考えております。

しかしながら、わが国においてマネー・ローンダリングの犯罪に関与してしまう事件が少なからず発生しており、こうした事件が多発すると、お客様から金融界に対する信用が失われてしまうばかりか、世界各国からわが国全体に対する信用が失われてしまうことにもなりかねません。お客様が当組合と安心してお取引いただくために、マネー・ローンダリングへの取組みは必要不可欠です。マネー・ローンダリング防止対策にあたりましては、当組合職員一人ひとりが、しっかりと問題意識を持って取り組むことが大切であり、お客様のご理解を得るためにも、当組合の基本方針を定めて実践することをここに宣言いたします。

### マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

当組合は、以下の基本方針に基づき、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)の防止に取り組みます。

- 1. マネロン・テロ資金供与防止態勢の整備**  
当組合は、マネロン・テロ資金供与防止の重要性を認識し、その防止のための組織を確立し、マネロン委員を任命し、マネロン等に関する情報収集と適切な対応をとるための態勢の整備に努めます。
- 2. 経営の関与**  
当組合の経営陣は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営における重要な課題と位置づけ、この問題に主体的かつ積極的に取り組みます。
- 3. マネロン・テロ資金供与に係るリスクの特定、評価、低減**  
当組合は、リスクベース・アプローチに基づき、当組合が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを検証し、リスクを特定するとともに、特定されたリスクの評価を行い、その結果に基づき、リスクを低減させる適切な措置を講じます。
- 4. 顧客管理**  
当組合は、関係法令等に基づいた本人確認等の手続きを実施し、顧客受入や取引の可否の判定など適切な顧客管理を行うことで、制裁対象者や反社会的勢力を含む不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。
- 5. 疑わしい取引のモニタリングと届出**  
当組合は、疑わしい取引を検知するために適切な取引モニタリングを実施し、疑わしい取引を検知したときは、当局に速やかに届出を行います。
- 6. 遵守状況の監査および継続的な改善**  
当組合は、マネロン・テロ資金供与対策のための態勢について、定期的に検証および内部監査を行い、継続的な態勢の改善に努めます。
- 7. 役職員の研修**  
当組合は、継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与対策に対する知識・理解を深めることに努めます。

## 苦情処理措置・紛争解決措置の概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情・ご要望等を受け付けておりますのでお気軽にお申し出ください。お申し出いただいたご苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実な対応に努めます。

窓口は、当組合人事部およびお取引のある営業店のほか、群馬地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所、及び各地の弁護士会が運営する紛争解決センター・仲裁センターにおいても受付可能です。

- \*相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。
- \*仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。
  - ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
  - ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。
 但し移管調停・現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

### 当組合へのお申し出先

人事部  
〒372-0043 伊勢崎市緑町5-5  
☎0120-705414  
9:00～17:00(土日、祝日及び当組合の休業日を除く)  
\*お取引店舗でも受け付けております。(P.55店舗一覧)

### その他の機関へのお申し出先

#### しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1  
TEL.03-3567-2456  
9:00～17:00(土日、祝日及び協会の休業日を除く)

#### 群馬地区しんくみ苦情等相談所(一般社団法人 群馬県信用組合協会)

〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館  
TEL.027-232-3120  
9:00～17:00(土日、祝日及び協会の休業日を除く)

#### 群馬弁護士会紛争解決センター

TEL.027-234-9321  
10:00～17:00

#### 東京弁護士会紛争解決センター

TEL.03-3581-0031  
9:30～12:00、13:00～15:00

#### 第一東京弁護士会仲裁センター

TEL.03-3595-8588  
10:00～12:00、13:00～16:00

#### 第二東京弁護士会仲裁センター

TEL.03-3581-2249  
9:30～12:00、13:00～17:00

\*紛争解決センター及び仲裁センターは土日、祝日及び年末年始を除く。

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

- 1.お客様からの苦情等については、本支店または人事部で受け付けます。
- 2.お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 3.苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いたします。
- 4.お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。その標準的な手続等の情報を提供します。
- 5.紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
- 6.顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、人事部が一元的に管理します。
- 7.反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 8.苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 9.苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

## 金融ADR制度

近年、金融商品が多様化・複雑化するなか、それに伴うトラブルも増加傾向にあります。金融ADR制度とは、金融分野における裁判に頼らない紛争解決制度を意味し、お客様から申し立てがあった際は金融ADR機関の専門家によって和解案が作成され、通常の裁判より短期間・低コストでの解決を図るものです。

## リスク管理への取り組み

近年、金融の自由化・グローバル化・ITの普及等社会の発展に伴い、金融機関の抱えるリスクも拡大・多様化しております。このような中で、リスク状況の的確な把握とコントロールによって経営の健全性と収益の確保・向上を図り、当組合が地域・組合員から信頼される「あかぎ」であり続けるために、「リスク管理」を最重要課題のひとつとして位置づけております。

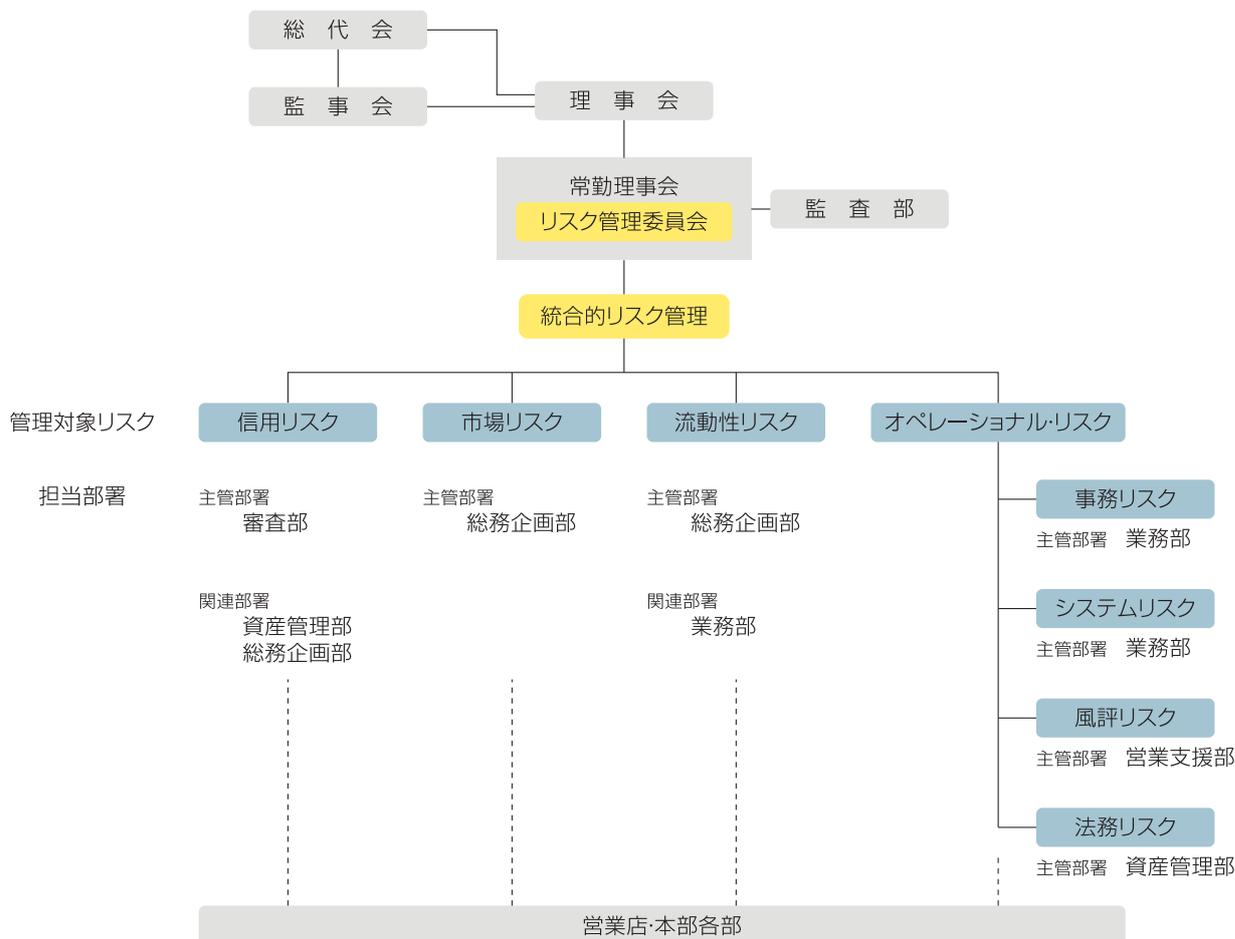
また具体的には、多様化する各種リスクを総体的に捉える「統合的リスク管理」を行っております。

### 統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉え、それを経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的とするものです。

当組合では、リスク・ファクターごとにリスクを「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」と分類し、主管部署を中心とした各リスク管理態勢の整備をすすめ、統合的リスク管理態勢を構築しております。そのために、このほか最低所要自己資本比率の算定に含まれないリスクも含め、各部門が内包する種々のリスクを総体的に把握するとともに、統合的なリスクの評価、コントロールに取り組んでおります。

### 統合的リスク管理体系図



## 各リスクの管理態勢

### 信用リスク

定義	…… 与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産含む)の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク
管理方針	…… 融資審査基準書に基づく厳正な審査体制の構築。クレジット・ポリシーの遵守。大口信用集中の制御及び個別債権(上位先)の業況把握
管理手続	…… 貸出金:業種別残高・保証協会等残高・資金使途別残高の管理及びリスク管理委員会への報告。 有価証券:一定の格付、種類及び銘柄に偏りのないよう比率・金額に限度を設定
算出方法	…… VaR法+破綻懸念先未保全額
その他	…… 信用集中リスク 大口先の純与信額(ランクダウンストレス額)を認識する。令和3年3月末においては、大口上位20先(地方公共団体を除く)への与信比率は総貸出金残高に対し約15.6%であります。また、P.43計表のとおり、建設・製造・不動産など幅広い業種に分散され、偏りはありません。 貸倒引当金 当組合の定める「資産自己査定基準」「償却引当基準」に従い、自己査定における債務者区分に応じた貸倒実績率等をもとに適正な額の計上に努めております。(計上基準の詳細は、P.49に掲載)

### 市場リスク

定義	…… 金利・有価証券の価格・為替等の様々なリスクファクターの変動により、資産の価値が変動し損失を被るリスク
管理方針	…… 金利リスク計測の精度向上。リスクリミットの厳守。定期的なストレステストの実施
管理手続	…… ALMを利用したギャップ分析や感応度分析等による資産負債のポジション、月次決算や収益予想等による期間損益の変動等について、主管部署において月次モニタリングを行いリスク管理委員会への四半期報告。 毎期決定される配賦資本と最大予想損失額VaR(パリュール・アット・リスク)とを対比検証し、リスクコントロールを行う。
算出方法	…… VaR法
その他	…… バックテスト VaRは過去の相場変動をベースとして統計的に算出した一定の発生確率での損失額の推計額であるため、過去1年間(250営業日)における実際の評価損益との対比を行い、VaRモデルの精度の評価をしております。 リバース・ストレステスト 組合の経営にとって重要な事象を想定し、これに至る金利変動水準を保有銘柄の金利感応度等から特定・分析しております。また、リスクが顕在化しつつある状態におけるアクションプランにより、当該事象の発生を回避するための対策を講じております。

### オペレーショナル・リスク

算出方法	…… 『基礎的手法』 業務粗利益から債券5勘定及び役員取引等費用を控除した値に15%を乗じた額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額として認識する。(自己資本比率算出時には、これを8%で除しリスク・アセット額に換算する。)
------	---

#### 事務リスク

定義	…… 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
管理方針	…… 監査部を理事長直属と位置づけ、各部門から独立して牽制機能を持たせ、定例監査を実施。監査結果の通知により、事務改善及び事務水準の向上。不祥事の未然発生防止のための指導・教育態勢の整備
管理手続	…… 事務事故の発生件数等、リスク顕在化の状況について、主管部署において月次モニタリングを行い、リスク管理委員会に四半期報告

#### システムリスク

定義	…… コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備・不正使用に伴い損失を被るリスク
管理方針	…… 緊急時対応マニュアルの策定と訓練の実施。リスク管理委員会へ状況の半期報告

### 流動性リスク

定義	…… 財務内容の悪化により資金繰りがつかなくなり、資金の確保に通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより被るリスク。また、取り付け等予期せぬ資金の流出ないし決済に支障をきたすリスク
管理方針	…… 支払準備比率の遵守。資金効率の向上。
管理手続	…… 換金可能額、現金在高の減少率、預積金の継続率・中途解約率、支払準備比率等について、主管部署において月次モニタリングを行い、リスク管理委員会へ四半期報告

# あかぎ信用組合ができるまで

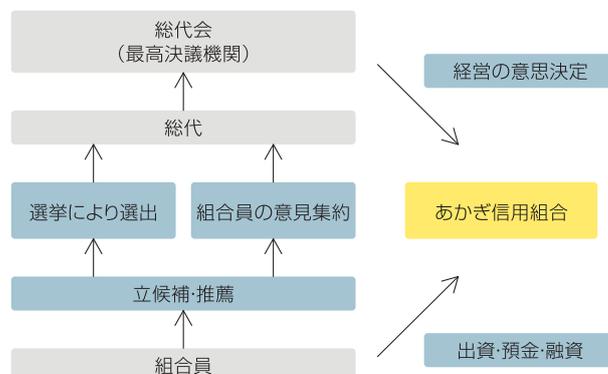
## 総代会に関する事項

### 総代会とその役割

信用組合は、組合員の相互扶助の理念に基づき金融サービスを提供させていただいている金融機関であり、組合員の皆様全員によって構成される「総会」を経営における最高決議機関として設け、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて経営に参加することができます。但し、組合員の総数が法定数(200人)を超える場合はこれに代わる「総代会」を設けることができ、当組合においても組合員の代表である「総代」の方々からなる総代会を通じ、組合員の皆様の意思を経営に反映させております。

なお、総代会は、決算や事業活動等の報告がなされるとともに、剰余金処分・事業計画及び収支計画の承認、理事及び監事の選任(解任)、定款の変更等、経営における重要事項についての審議・決議が行われます。

### 総代会の仕組みと役割



### 総代の選出方法

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

#### (1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、選挙区毎に自ら立候補した方もしくは選挙区内の組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員による選挙で選出されます。なお、総代候補者数とその地区の定数を超えない場合は無投票当選となります。

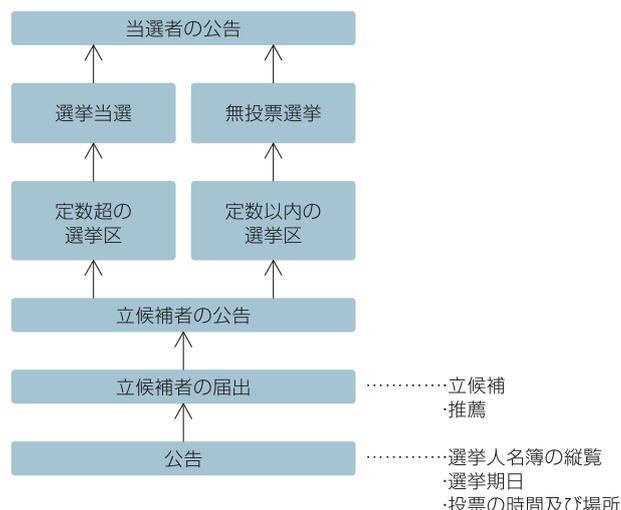
#### (2) 総代の任期・定数

総代の任期は「3年」となっております。なお、当組合は選挙区を4つの地区に分け、総代の選出を行っております。

総代の定数は、「110人以上140人以内」です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

(令和3年6月25日の第67期総代会開催日現在の総代数は126名)

### 総代選出のプロセス



## 第67期 通常総代会

令和3年6月25日に開催された第67期通常総代会において、以下の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

(総代出席者122名 うち委任状54名)

1. 報告事項 第67期計算書類及び事業報告の件
2. 議決事項 議案第1号 第67期剰余金処分(案)承認の件  
議案第2号 第68期事業計画及び収支計画(案)承認の件  
議案第3号 定款変更承認の件  
議案第4号 組合員除名承認の件  
議案第5号 会計監査人選任の件  
議案第6号 任期満了による理事選任の件  
議案第7号 任期満了による監事選任の件



## 総代名簿

令和3年6月25日第67期総代会開催日現在における総代の方々は以下のとおりです。(五十音順、敬称略、数字は就任回数)

### 第一区(58名/定数60名) 伊勢崎営業部、豊受支店、赤堀支店、うえはす支店、宮子支店

阿久津真一⑨	新井聡①	有賀博夫①	飯田哲男④	石原克彦⑤	泉哲雄②	岩瀬正範②	岩本良男⑤	大木孝之⑤	大沢啓一⑥
大沢悟①	小此木正芳⑤	柿沼尚孝①	柏井宏貴①	上柿敬一①	神倉栄一⑨	神澤秀明①	久保貴則①	久保木雅彦①	久保田金次⑥
栗原哲夫①	栗原俊夫④	栗原豊昭⑨	小島克也④	齋藤利雄②	境野隆男①	渋澤一良⑥	島田利春⑤	下田博三①	下田稚夫①
新藤暁旦⑧	高沢克治⑤	高野健⑤	高橋健一①	田島義文①	千吉良仁志⑤	辻健夫⑤	中島明①	長島昭男④	根岸由紀夫⑤
萩原健次⑨	橋本文秀①	原智⑨	原田和行⑨	臂泰雄⑤	平岩吉範③	保坂恒明⑦	星野博⑤	松島康弘⑦	松田昇⑨
丸橋勝美⑥	峯岸則幸①	本木正一⑤	矢尾隆①	矢内周次⑨	矢内正人④	山口幸治⑤	若見秀幸①		

### 第二区(14名/定数15名) 笠懸支店、太田支店、新田町支店

新井毅⑤	家住慧路⑨	家住美哉應①	池田博①	岩下照男④	大澤映男⑨	亀井利雄①	木村仁一④	佐瀬俊夫⑨	永田博一⑥
峰崎保⑨	村田剛志②	山口豊⑤	吉田正司①						

### 第三区(42名/定数50名) 本店、北代田支店、片貝支店、大利根支店

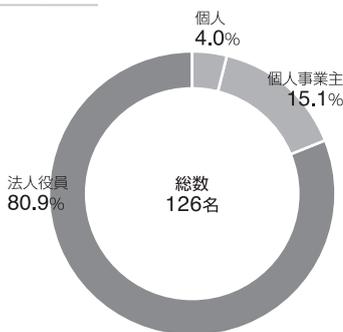
朝倉武雄⑨	阿部武夫⑨	荒木俊治③	飯塚明⑥	稲村豊彦⑨	今井栄二②	内田明②	大嶋隆②	岡田浩之⑨	岡田広行①
笠井昇⑤	椛沢松男⑤	閑野健一⑨	古屋一夫②	齊藤恭司①	櫻井明④	柴田照雄①	清水和夫⑨	新宮晋①	新藤正行④
菅原宏④	過外章道③	関靖五⑨	関口靖①	田部井俊勝③	手島悟⑨	中島芳明②	名古屋和義④	西脇淳一②	野中進一②
久松一夫①	廣木晴久①	廣瀬幸重②	深田富三⑨	福田悦子⑤	藤倉真⑨	船津修一②	武谷善夫②	細野清治③	茂木実⑨
渡辺誠①	渡邊昌人①								

### 第四区(12名/定数15名) 沼田支店

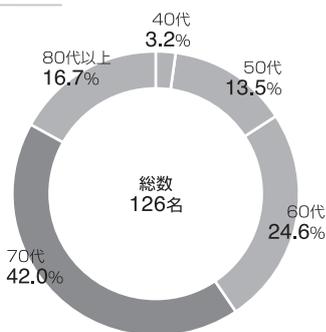
阿左見卓巳①	金谷順一郎⑨	栗原和平治⑥	塩浦敬之⑤	高橋正幸⑥	田子文明④	萩原今子⑨	原田良美④	兵藤武志①	平田公平①
星野公⑥	宮嶋昭⑤								

## 属性別構成比

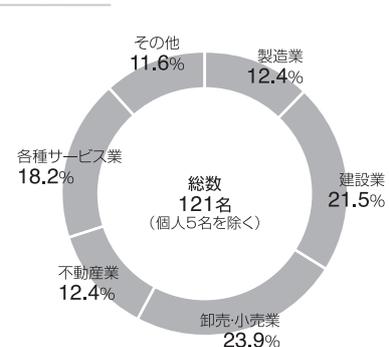
職業別



年代別



業種別

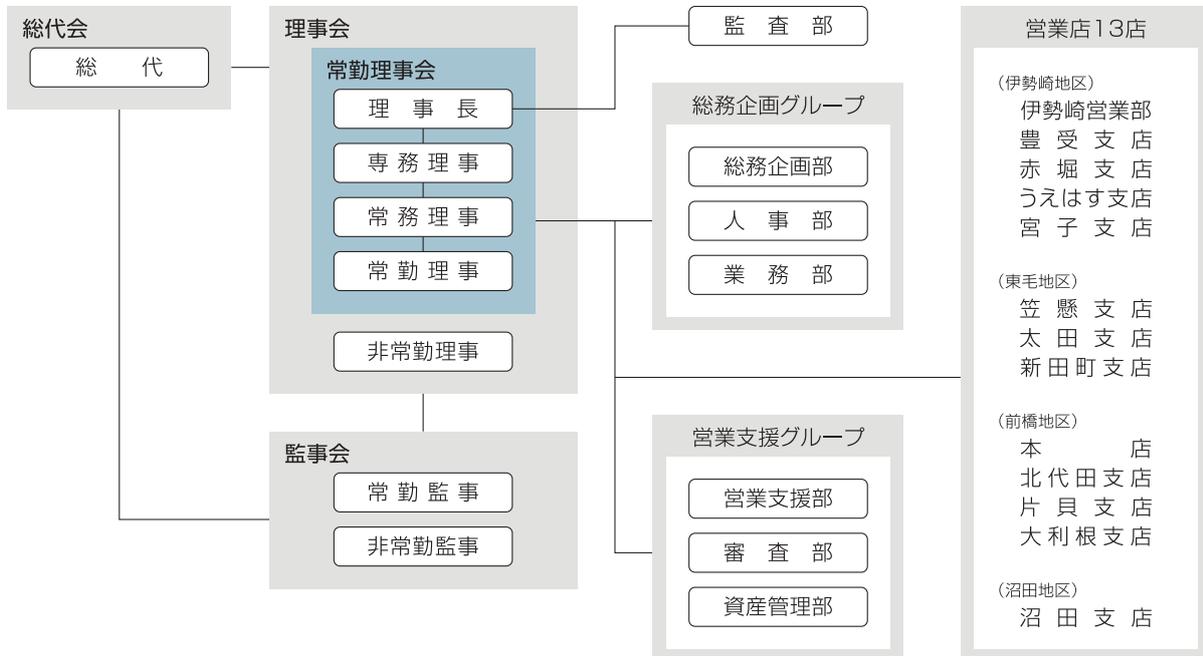


## 地区別懇談会

当組合では例年ガバナンスの機能強化に向けた取り組みの一環として、総代の皆様との地区別懇談会を実施しておりますが、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止とさせていただきます。

## 組織の概要

### 組織図



### 役員一覧 (令和3年6月25日現在)

理事長 小林 正弘	理事 五十嵐 清隆	常勤監事 柿沼 靖之
専務理事 坂口 博樹	理事 阿久津 佳正	監事 藤倉 眞
常務理事 星野 幸一	理事 小林 徳司	監事 茂木 実
常勤理事 小内 孝夫	理事 清水 博志	員外監事 光山 喜一郎
常勤理事 斎藤 貴	理事 臂 泰雄	

当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

### 主要な事業内容

- 預金業務**  
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
- 貸出業務**  
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び各種手形の割引を取り扱っております。
- 有価証券投資業務**  
預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- 為替業務**  
内国為替、外国為替(全国信用協同組合連合会の取次業務)を取り扱っております。
- 附帯業務**  
債務の保証、有価証券の貸付、国債等の引受・引受国債等の募集、代理貸付、その他代理業務、信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介、地方公共団体等の公金取扱い、保護預かり・貸金庫、両替、保険(共済)契約の締結代理又は媒介、及び電子債権記録業に係る業務等を取り扱っております。

### 子会社等

名称：株式会社アロン  
所在地：群馬県前橋市文京町1-31-16  
電話番号：027-224-5641  
主要業務内容：計算業務  
設立：昭和60年9月19日  
資本金：12百万円  
当組合議決権比率：50.00%

\*同社は当組合とぐんまみらい信用組合(群馬県)の2組合で、各50%の株式を所有する会社であります。また、両組合における計算業務及び計算システム開発等の業務を行っております。

### 会計監査人の名称 ひびき監査法人

## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。ただし、「退職慰労金」につきましては平成18年度以降は運用しておりません。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、その支給額等を役員退職慰労金支給規程で定めております。ただし、平成18年度以降は運用を停止しております。

#### (2) 役員に対する報酬

(単位:千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	53,354	60,000
監事	10,802	15,000
合計	64,156	75,000

(注)1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事11名、監事4名です。

3. 上記以外に支払った役員賞与金は、理事630千円、監事120千円です。

### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の兼務の運営又は財産に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員(うち非常勤役員)に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

## 当組合のあゆみ

昭和29年	5月	東毛信用組合設立(伊勢崎市栄町77番地)
昭和33年	3月	群馬中央信用組合設立(前橋市紺屋町58番地)
昭和34年	5月	群馬中央信用組合の名称を群馬信用組合に変更
昭和47年	7月	東毛信組本店(現伊勢崎営業部)、伊勢崎市緑町へ移転
平成6年	4月	合併により「あかぎ信用組合」誕生
	4月	後援会組織「あかぎクラブ」発足(旧東信会・旧わかば会を継承)
平成8年	11月	宮子支店開設
平成10年	4月	後援会組織「あかぎクラブ健山会」発足
平成16年	5月	セブン銀行とのATM提携開始
	6月	住宅ローンセンター開設(伊勢崎営業部内、現在閉鎖)
平成19年	3月	個人向け国債の募集取扱開始
平成24年	12月	伊勢崎市役所出張所開設(ATM設置)
平成27年	1月	群馬銀行とのATM提携開始
	11月	つなとり支店を伊勢崎営業部に統合
	11月	つなとり出張所開設(旧つなとり支店、店外ATM)
平成28年	8月	第一勧業信用組合と連携協定を締結
	12月	群馬大学と産学連携に関する協定を締結
平成29年	7月	伊勢崎市と連携に関する包括協定を締結
	9月	本店を前橋市千代田町から前橋市六供町へ新築移転
	10月	群馬県信用保証協会と連携協定を締結
	11月	広瀬支店を本店に統合
平成30年	5月	事業承継・M&Aマーケット「TRANBI」と業務提携
	6月	しんくみ相続信託の取扱開始
	11月	群馬伊勢崎商工会と連携協力に関する協定を締結
	12月	関東経済産業局と連携
平成31年	2月	前橋市と連携協力に関する包括協定を締結
令和1年	5月	伊勢崎商工会議所と連携協力に関する協定を締結
令和2年	4月	SDGs宣言

# 皆様にご満足いただけるサービスを

## 商品のご案内

当組合では、地域の皆様それぞれのライフステージのなかで生まれる多様なニーズにお応えするため、幅広いラインナップから適切な商品をご提案、あるいは新商品を開発することにより、「質の高い金融サービス」を提供し地域に貢献することに努めております。以下では、当組合で取り扱っております商品の一部をご紹介します。

\*本頁は勧誘目的ではなく主な金融商品の概要説明であります。適用金利等その他の詳細につきましては、当組合本支店窓口または渉外担当者にお問い合わせください。

### 預金商品

種類/商品名	商品内容	(掛込)金額	(掛込)期間
定期積金…計画や目的に応じて毎月積立いただく商品です。			
定期積金「ラブ」 ☆	生命共済付で「貯蓄」に「安心」をプラスしました。毎月積立掛金と「群信協健康友の会」の会費をお支払いいただくことで生命共済加入や保養所の利用が出来る商品です。	5千円・1万円 (保障に合わせた4コース)	新規5年(60回) 満期継続時5年または 3年から選択
定期積金「活力」 ☆	掛込回数が50回の定期積金で「まとまった資金づくり」に最適です。	2・4・6・10万円 (4コース)	4年2ヶ月 (50回)
定期預金…まとまった資金をご運用いただける商品です。			
あかぎ年金定期預金100	当組合で年金をお受取のお客様には、一般のスーパー定期預金よりもお得な金利を適用いたします。	1,000円以上 100万円以内	1年
あかぎ年金定期預金500	当組合で年金をお受取のお客様、および満58歳～66歳未満の方で当組合での年金受取をご予約いただいたお客様には、一般のスーパー定期預金よりもお得な金利を適用いたします。	1,000円以上 500万円以内	1年
あかぎ年金定期預金500がらす			

☆…あかぎクラブ・健山会会員の方、またはぐーちよきパスポート・ぐーちよきシニアパスポートをお持ちの方は、一般の方よりもお得な年利率を適用いたします。

### 融資商品1

種類/商品名	商品内容	金額	期間
法人および事業者のお客様向け商品			
あかぎ経営支援資金「活力」	法人、個人事業主の方に幅広くご利用いただける、あかぎ独自の事業性資金です。	1,000万円以内	運転資金6年以内 設備資金8年以内
短期「活力」	法人、個人事業主の方にご利用いただける、あかぎ独自の短期事業性資金です。	1,000万円以内	1年以内
あかぎサポート「活力」	法人、個人事業主の方にご利用いただける、あかぎ独自の事業性カードローンです。	50万円以上 500万円以内	2年 (期日ごと更新)
あかぎコネックカードローン	法人、法人代表者、および個人事業主の方にご利用いただける事業性カードローンです。ATMでもご利用いただけます。(法人以外は原則自動更新)	10万円以上 500万円以内	契約期間3年(法人) 契約期間1年(法人以外)
あかぎコネックローン	法人、法人代表者、および個人事業主の方にご利用いただける事業性ローン(証書貸付)です	10万円以上 500万円以内	10年以内
創業支援「プライム」	日本政策金融公庫との協調資金で、創業前、または創業後7年以内の方で、当組合営業地域内で事業を営む方を支援するための商品です。	合計 1,000万円以内	設備資金15年以内 運転資金10年以内 (据置1年以内)
事業再生支援「サポート」	日本政策金融公庫との協調資金で、適切な再生計画を策定し、抜本的な事業再生を図りたい方を支援するための商品です。	合計 1,000万円以内	設備資金20年以内 運転資金15年以内 (据置2年以内)
事業承継支援「ハトン」	日本政策金融公庫との協調資金で、事業承継をお考えの方、またはご予定の方を支援するための商品です。	合計 5,000万円以内	15年以内 (据置1年以内)
アグリ支援資金	群馬県農業信用基金協会から保証を受ける農業資金で、基金協会組合員で農業を営む個人・法人の方を支援するための商品です。	個人3,000万円以内 法人5,000万円以内	設備資金25年以内 運転資金10年以内 (据置2年以内)
借換保証制度 「Gプライム保証」	複数の制度融資を借換集約することで返済額の軽減や資金調達の円滑化を図りたい方向けの信用保証協会の借換保証制度です。	保証限度額 2億8,000万円以内	15年以内
金融機関連携型短期継続保証 「Gリピート保証」	短期資金を調達することにより資金の円滑化を図りたい法人・個人事業主向けの信用保証協会との連携保証制度です。	保証限度額 5,000万円以内	1年以内
金融機関連携協調支援保証 「令和パートナー保証」	資金繰り安定化を図りたい法人・個人事業主の方が幅広くご利用いただける信用保証協会との連携保証制度です。	保証限度額 1億円以内	10年以内 (元金据置1年以内)
経営支援資金「活力Ⅲ」 新型コロナ対応版	新型コロナウイルス感染症の拡大により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている事業者様で、別途条件を満たす方にご利用いただけます。	1,000万円以内 有担保の場合3,000万円以内	8年以内 (元金据置1年以内)
金融円滑化支援 「サポートⅡ」	日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」をご利用またはご利用見込みの方で、別途条件を満たす方限定の商品です。	1,000万円以内 (旅館業は3,000万円以内) 有担保の場合3,000万円以内	8年以内 (元金据置1年以内)

## 融資商品2

種類/商品名	商品内容	金額	期間
<b>個人のお客様向け商品</b>			
新型あかぎ住宅ローンネクストV ☆☆☆	住宅の新築、増改築、中古住宅の購入、住宅ローンの借換資金等にご利用いただけます。	100万円以上 1億円以内	2年以上35年以内
あかぎ無担保アシストローン	住宅ローンの借換、リフォーム資金にご利用いただけます。	100万円以上 1,000万円以内	20年以内 (単独利用の場合)
あかぎリフォームローンII ☆ ☆	ご自宅の増改築(店舗/借家は除きます)に手早くご利用いただけます。しんくみローンweb対応商品。	10万円以上 500万円以内	10年以内
あかぎリフォームローンワイド ☆ ☆	ご自宅の増改築(店舗/借家は除きます)に幅広くご利用いただけます。	100万円以上 1,000万円以内	15年以内
あかぎカーライフローンII ☆ ☆	免許取得から車両購入・車検等、他行カーローン借換資金まで幅広くご利用いただけます。しんくみローンweb対応商品。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内
あかぎマイカーローンII ☆ ☆	免許取得から車両購入・車検等、他行カーローン借換資金まで幅広くご利用いただけます。保証料一括前払い型の商品です。しんくみローンweb対応商品。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内
あかぎ教育ローン ☆	受験から入学・在学中に係る費用、他行教育ローン借換資金まで幅広くご利用いただけます。しんくみローンweb対応商品。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内。但し、卒業予定月迄の元金措置可
あかぎ目的ローン ☆	教育・車以外の資金使途が明確なものについてご自由にご利用いただけます。しんくみローンweb対応商品。	10万円以上 500万円以内	10年以内
あかぎシルバーライフローン ☆	満60歳以上で完済時年齢が81歳未満の健康で返済資力のある方が対象です。事業性・投機資金・遊興費以外にお使いいただけます。	10万円以上 100万円以内	6ヶ月以上5年以内 (偶数月の隔月返済)
あかぎフリーローン「チョイス」 ☆	資金のお使いみちを限定しないローンです。但し、事業性は除きます。(利率の異なる4種類がございます。)しんくみローンweb対応商品。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内
あかぎトラストローン ☆	無担保・無保証のフリーローンです。事業性資金、転嫁資金を除きご自由にご利用いただけます。	10万円以上 300万円以内	1年以上5年以内
あかぎ楽々ローン	資金のお使いみちは自由です。信販会社、消費者金融等のローンのおまとめもできます。	10万円以上 300万円以内	6ヶ月以上 原則5年以内
健山会会員ローン	健山会入会後1年経過した会員限定の無担保・無保証のフリーローンです。事業性資金、転嫁資金を除きご自由にご利用いただけます。	10万円以上 300万円以内	1年以上7年以内 (教育資金は据置可)
あかぎピーターパンカードローン	いざという時に安心のお使いみち自由なカードローンです。ATMでご利用いただけます。(原則自動更新)	30万円コース 50万円コース	契約期間3年
あかぎカードローン(ジャックス、セディナ)	いざという時に安心のお使いみち自由なカードローンです。ATMでご利用いただけます。(原則自動更新)	20万円～ 100万円コース	契約期間1年(ジャックス) 契約期間3年(セディナ)
トラスト総合口座	お引き出し・公共料金等各種口座振替が普通預金または総合口座の限度を超える場合、契約極額を限度としてご利用いただけます。	20万円・50万円 100万円	1年ごと更新

☆☆☆ …当組合の指定取引(1項目以上)がある場合、選択された固定金利期間内の金利について店頭金利から1.5%を差し引いた金利を適用させていただきます。さらにお取引状況に応じて最大0.5%引下げた金利を適用させていただきます。

☆☆ …当組合のお取引内容に応じて店頭金利から最大0.5%引下げた金利を適用させていただきます。

☆ …当組合のお取引内容に応じて店頭金利から最大0.3%引下げた金利を適用させていただきます。

★ …当組合のお取引内容に応じて店頭金利から最大0.7%引下げた金利を適用させていただきます。

\*しんくみローンwebの対象商品は、インターネットからお申し込みの場合、所定の金利から0.2%引下げた金利を適用させていただきます。

\*ご融資の際、当組合または保証会社等による所定の審査がありますので、ご希望に沿えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

## 投資運用商品

商品名	特 色	金 額
しんくみ相続信託	相続が発生した際、お預かりしていた資金をあらかじめご指定した受取人に一括でお渡しできる商品です。管理報酬や申込・解約手数料もなく、元本も保証されているため安心です。	100万円～500万円 (100万円単位)

\*このほかにも「個人向け国債」「ぐんま県民債(発行休止中)」の取扱いも行っています。

## 生命保険商品

種類/商品名	特 色	保険会社
確定型個人年金保険 & LIFE	老後の備え、公的年金の補てんとして、ゆとりあるセカンドライフのための年金保険です。無審査&無告知で加入でき、払込方法は月払、半年払、年払です。5年・10年確定年金です。	三井住友海上あいおい生命保険(株)

## その他サービス

### キャッシュバックサービス

他金融機関のATMを利用された際にお支払いになった手数料(提携手数料分)をキャッシュバックいたします。

- \*当組合のキャッシュカード・ローンカードをお持ちの方で前月の預金もしくは貸越の平均残高が1万円以上の個人の方が対象となります。
- \*キャッシュバックは1回のご利用につき110円とし、月3回までご返却いたします。
- \*ご返却は毎月月末締めで翌月25日にお客様の口座にご入金いたします。ただし、入金日以前にご利用口座を解約された場合は除きます。
- \*ATM手数料には、本サービスでキャッシュバックの対象となる提携手数料の他、曜日・時間帯により別途手数料が必要になる場合があります。

### インターネットバンキングサービス

#### あかぎインターネット・モバイルバンキング

携帯電話(個人のみ)やパソコンから残高照会や振込・振替等のサービスをご利用いただけます。なお、平成25年度より月額基本手数料を無料といたしました。

- \*サービスのご利用には事前のお申し込みが必要です。

#### あかぎ法人向けインターネットバンキング

パソコンから残高照会や振込・振替等に加え、データ伝送サービスをご利用いただけます。法人及び個人事業者様向けサービスです。

- \*サービスのご利用には事前のお申し込みと所定の月額基本手数料が必要です。

### でんさいネットサービス

「でんさいネット」とは、全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称で、中小企業をはじめとした金融の円滑化・効率化を目的として、これまでの手形債権や指名債権(売掛債権)のデメリットを解消し、また新たな機能を付加して企業の事務手続きにおけるIT化に対応した新たな債権である「でんさい(電子債権)」の流通システムです。この「でんさい」を利用することで簡単に「発生・譲渡・支払」といった取引を安全かつ便利にご利用いただけます。

- \*でんさいネットご利用には法人向けインターネットバンキングのお申し込みが必要になります。

- \*取引に応じて所定の手数料がかかります。

### しんくみローンweb

あかぎ信用組合と全国しんくみ保証株式会社との提携により、24時間お客様のご都合に合わせてインターネットからローン(下記6商品)をお申し込みいただけます。しんくみローンwebによりお申し込みいただきましたローンは、通常金利から0.2%を差し引いた金利を適用させていただきます。今年度より「あかぎ目的ローン」が新たに加わり、益々便利になりました。

- \*しんくみローンwebでのお申し込みは仮申込となりますので、ローンのご利用に際しては、別途正式なお手続きが必要になります。
- \*審査の結果、お客様のご希望に添えないケースもございます。

#### しんくみローンweb対象商品

あかぎリフォームローンⅡ    あかぎカーライフローンⅡ  
あかぎ教育ローン            あかぎフリーローン「チョイス」  
あかぎマイカーローンⅡ    あかぎ目的ローン **NEW**

インターネットアドレス <http://www.skibank.co.jp/akagi/personal/loanweb.html>

### 他の金融機関とのATM提携

当組合のキャッシュカード・ローンカードは、提携を行う金融機関のATMでもご利用いただけます。提携先によっては、ATM手数料が無料の時間帯がある場合や、24時間の利用が可能な場合もございますので、機会に応じてご利用ください。

#### セブン銀行

一部地域・店舗を除くセブンイレブンやイトーヨーカドー等に設置されているセブン銀行ATMでは、お引出し・お預入れ・残高照会が24時間ご利用いただけます。

##### ご利用時間・手数料

平日		土曜日		日曜日・祝日	
8:45~18:00	無料	9:00~14:00	無料	終日	110円
上記以外	110円	上記以外	110円		

- (注)1. 利用手数料は「現金支払」「現金入金」1件あたりの金額です。  
2. 12月31日、1月2日、1月3日は終日110円の手数料をいただきます。

#### 群馬銀行

群馬銀行ATMでは、お引出し・お振込み・残高照会がご利用いただけます。平日の一部時間帯ではATM手数料が無料となっております。群馬銀行のカードホルダー様も、当組合ATMで同様のご利用が可能となっております。

##### ご利用時間・手数料

平日		土曜日		日曜日・祝日	
8:00~8:45	110円	9:00~17:00	110円	9:00~17:00	110円
8:45~18:00	無料	上記以外	220円	上記以外	220円
18:00~21:00	110円				
上記以外	220円				

- (注)1. 利用手数料は「現金支払」1件あたりの金額です。「お振込み」には別途所定の手数料がかかります。  
2. ご利用可能な営業日・稼働時間は、ATMにより異なります。

- \*ゆうちょ銀行ATM、「VIEW ALTTE(JR東日本駅構内のATM)」、デビットカードにおいても、当組合のキャッシュカード・ローンカードは24時間のご利用が可能です。
- \*その他提携金融機関ATM等は、提携先によりご利用できない時間帯もございますので、ご了承ください。また、利用手数料はATM等設置金融機関所定の手数料が徴求されますので、併せてご了承ください。

### ぐーちよきパスポート等への協賛

群馬県発行のぐーちよきパスポート(キッズ・シニア)、ぐんま結婚応援パスポートをお持ちの方には一部の商品に金利面での「ちよっとお得」な特典をご用意しております。お持ちの方はぜひご利用ください。

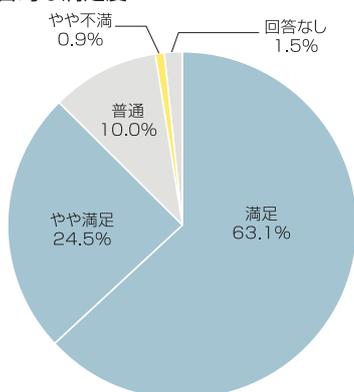
## お客様アンケートの結果

当組合では、お客様のニーズ、ご意見ご要望を経営に反映させることによって、より一層のサービスを提供できるよう「お客様アンケート」を年1回実施しております。今回ご協力いただいたお客様には厚く御礼申し上げます。ここでは、集計結果の一部をご紹介します。

私たちは皆様からのご意見ご要望等を真摯に受け止め、更なるサービスの向上、改善に取り組んでまいります。

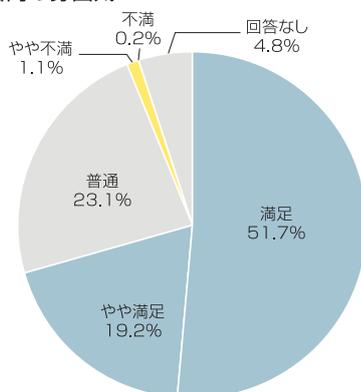
アンケート期間 令和2年11月1日～令和2年12月31日  
 調査対象 お取引先1,000先  
 調査方法 訪問又は窓口による依頼、郵送による回収  
 ご回答数(率) 542先(54.2%)

### 総合的な満足度



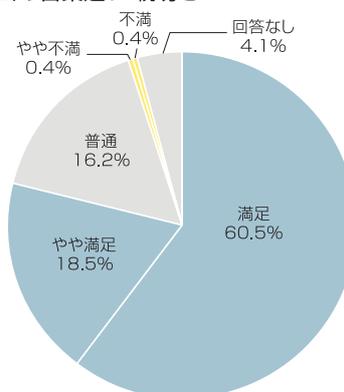
それぞれの項目の質を向上させることに加え、お客様のニーズに合った多彩な商品提供により、皆様に満足いただける信用組合を目指します。

### 店内の雰囲気



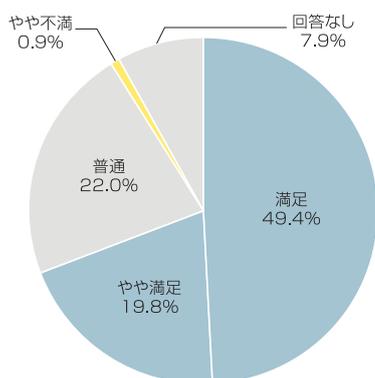
挨拶の励行をはじめ店内清掃・整頓を徹底することで明るい店舗づくりを心がけます。

### 窓口の言葉遣い・親切さ



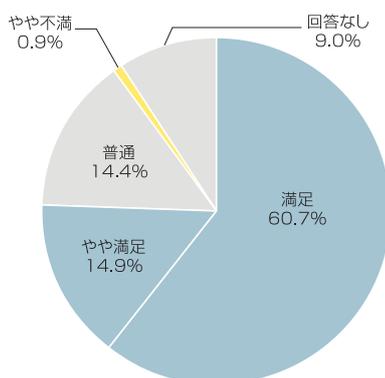
個別指導を通じた正しい言葉遣いの習得のほか、細やかな気配りを徹底し爽やかな雰囲気をお届けできるよう心がけます。

### 商品説明のわかりやすさ



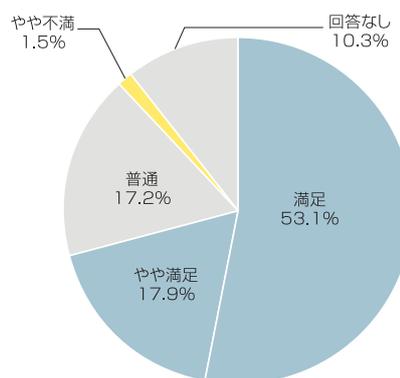
取扱商品について十分な内部説明会及び勉強会を重ね、どなたにも安心してお取引いただけるよう心がけます。

### 渉外係のマナー



役席者による個別指導や同行訪問を通じ、信用組合職員としてお客様に失礼のない対応を心がけます。

### 渉外係の提案・情報提供



お客様の経営課題やライフプランを共有し、その解決や実現に向けたアイデアを提供できるよう心がけます。

## CISマイスター制度

当組合は、一般社団法人日本CIS認定協会の「CISマイスター制度」を活用し、接客力や営業力の向上に努めております。CISとは、CS(顧客満足)を超える「顧客感動満足」を指す言葉であり、当組合では、女性職員が対象となり、身だしなみの統一や窓口対応のロールプレイング研修を重ねました。その結果、一般社団法人日本CIS認定協会が定める感動接客の基準に基づく「CISマイスター初級」の認定を39名が受けており、現在は、お客様に「感動」をして頂けるようなトスアップ活動を展開しております。



## 手数料のご案内

### 振込手数料

		窓口扱い		ATM			法人向けインターネットバンキング(総合振込)		インターネット・モバイルバンキング	
		組合員	非組合員	キャッシュカード		現金	組合員	非組合員	組合員	非組合員
				組合員	非組合員					
当組合同一支店宛	5万円以上	330円	550円	無料	330円	330円	無料	-	無料	無料
	5万円未満	220円	330円	無料	110円	110円	無料	-	無料	無料
当組合本支店宛	5万円以上	330円	550円	無料	330円	330円	無料	-	無料	220円
	5万円未満	220円	330円	無料	110円	110円	無料	-	無料	110円
他金融機関宛	5万円以上	770円	880円	550円	660円	660円	330円	-	550円	660円
	5万円未満	550円	660円	440円	550円	550円	220円	-	440円	550円

(注1) 定額自動送金手数料は、窓口扱いと同一料金となります。

(注2) 法人向けインターネットバンキングでその都度振込をする場合は、インターネット・モバイルバンキング利用(組合員)と同一料金になります。また、給与・賞与振込は無料です。

(注3) ATM障害による場合および視覚障がいにより、ATM振込が困難な方の窓口扱い振込手数料は、ATMによる振込手数料を適用いたします。

### ATM利用手数料(入出金1回につき)

カード種類	平日	土曜日	日曜・祝日
当組合	8:00~21:00 無料	8:00~21:00 無料	8:00~21:00 110円
くんまみらい信用組合 群馬県信用組合 群馬銀行	8:45~18:00 無料	8:00~21:00 110円	8:00~21:00 110円
	上記以外 110円		
提携金融機関	8:00~18:00 110円	8:00~14:00 110円	8:00~21:00 220円
	上記以外 220円	上記以外 220円	

(注) 店舗によってご利用可能な曜日・時間帯は異なります。詳細はP.53をご参照ください。

### 代金取立手数料

代金取立手数料	同一手形交換所	異なる手形交換所	手形	小切手	手数料
(注1)	当組合同一支店内	他金融機関宛	小切手	無料	
			手形	220円	
			小切手	220円	
	当組合本支店宛	他金融機関宛	小切手	440円	
			手形	440円	
			小切手	220円	
(注2)	他金融機関宛 (至急扱・個別取立)(注3)	小切手	880円		
		手形	880円		
		小切手	1,100円		
			手形	1,100円	

(注1) 「同一手形交換所」とは、代金取立を依頼した営業店が属する手形交換所のことをいいます。

(注2) 「異なる手形交換所」とは、代金取立を依頼した営業店が属する手形交換所以外の交換所のことをいいます。

(注3) 至急扱・個別取立には、郵送料を含んでおります。

### 当座勘定関係手数料

手形・小切手発行手数料	約束・為替手形	署名判仕様(1冊50枚)	手数料
	小切手	署名判未仕様(1冊50枚)	2,200円
		署名判未仕様(1冊50枚)	2,200円
	マル専手形	自己宛小切手(1枚)	550円
		マル専手形用紙(1枚)	550円
	マル専取扱手数料(割賦販売通知書1枚につき)		3,300円
	一般当座貸越(預金担保を除く)活力I~III	実行・延長手数料	
金利引下げ手数料			11,000円
署名判登録手数料(手形・小切手)	新規		5,500円
	変更		3,300円

### 円貨両替・硬貨入出金手数料

持込枚数あるいは受取枚数のいずれが多い枚数	1~100枚	無料
	101枚~1,000枚	330円
	1,001枚~2,000枚	660円

(注1) 2,000枚を超過する場合、1~1,000枚毎に330円を加算した金額となります。

(注2) 振込の代り金としてお持込の場合も適用させていただきます。

### 融資関係手数料

融資取扱手数料	手形貸付	実行・書替・期日前返済等(用紙代含む)	1,650円	
証書貸付	融資実行額1千万円未満	同上1千万円以上5千万円未満	1,650円	
		同上5千万円以上1億円未満	5,500円	
		同上1億円以上	11,000円	
		同上1億円以上	22,000円	
	証書貸付条件変更(住宅ローン金利選択時を除く)		11,000円	
全国保証保証付融資の条件変更		3,300円		
金利選択型の固定金利への継続・変更		5,500円		
住宅ローンの繰上げ返済	固定金利期間中		33,000円	
	変動金利期間中		33,000円	
住宅ローンの一部繰上げ返済	固定金利期間中		22,000円	
	変動金利期間中		5,500円	
住宅ローン以外の繰上げ返済・一部繰上げ返済	残高30万円以上3千万円未満		11,000円	
	残高3千万円以上		22,000円	
不動産調査費用	県内営業エリア内		11,000円	
	県外		33,000円	
	事前承認後取下げ		5,500円	
不動産担保事務手数料	事業性	新規設定	55,000円	
		追加設定、順位変更、債務者(連帯保証人)の追加・脱退・変更、極度変更、一部解除等	33,000円	
		不動産・建設業者の商品物件一部抹消	22,000円	
	事業性以外	新規設定	33,000円	
		追加設定、順位変更、債務者(連帯保証人)の追加・脱退・変更、極度変更、一部解除等	22,000円	
開発行為の施工等の同意書発行手数料			11,000円	
動産・債権譲渡担保事務手数料	新規設定登記		55,000円	
	抹消登記		33,000円	
太陽光発電事業融資管理年間手数料	営業エリア内	融資実行額500万円未満	無料	
		同上500~2,500万円以下	5,500円	
		同上2,500万円超	11,000円	
	県内営業エリア外	融資実行額500万円未満		無料
		同上500~2,500万円以下		11,000円
		同上2,500万円超		22,000円
県外	融資実行額500万円未満		無料	
	同上500~2,500万円以下		22,000円	
	同上2,500万円超		33,000円	
収益物件取扱手数料	融資実行額5千万円未満		33,000円	
	同上5千万円以上		55,000円	

(注) 期日前返済・繰上げ返済にかかる手数料は、お客様の都合による場合にのみ発生いたします。

## でんさいネット利用手数料

		組合内	他金融機関
発生記録	債務者請求方式	330円	550円
	債権者請求方式	330円	550円
譲渡記録		165円	275円
うち割引によるもの		165円	-
分割(譲渡)記録		330円	550円
うち割引によるもの		330円	-
開示	通常開示(オンライン)		無料
	特例開示(書面)		3,300円
	残高の開示(都度発行方式)		4,400円
	残高の開示(定例発行方式)		1,650円
保証記録(譲渡に伴わない場合)			330円
変更記録 (債権内容に係る場合)	オンライン		330円
	書面		2,200円
支払等記録(口座間送金決済以外)			330円
口座間送金決済中止(強制執行等の場合を除く)			660円
支払不能情報照会(利用者、元利用者からの照会)			3,300円
取消記録	無料	承諾記録・否認記録	無料
割引買戻手数料	660円	入金手数料(取立手数料)	220円

## 発行手数料・各種証明手数料

カード発行手数料	入金カード(1枚) ※初回発行分より	1,100円
再発行手数料	通帳・証書(1冊・通)	1,100円
	キャッシュカード(1枚)	1,100円
	カードローンカード(1枚)	1,100円
	ウイングカード(1枚)	1,100円
(注1)(注2)		
残高証明書	当組合所定の用紙	作成基準日が依頼月または前月のもの(1通)(注3) 550円 上記以外(1通) 660円
	当組合所定外の用紙	住宅ローン年末残高証明書(1通) 220円 お客様ご指定の用紙(1通) 1,100円 監査法人向け残高証明書(1通) 3,300円
	情報開示(取引履歴の場合は1件当たり) ※相続の場合を除く	1,100円
	英文による残高証明書(1通)	1,100円

(注1)再発行のうち、名義変更による場合は除きます。

(注2)警察署発行の「盗難届出証明」「受理番号」等の提示がある場合、および「り災証明」または当組合職員により被災(火災等)の事実を確認した場合の再発行は無料です。

(注3)お客様の依頼により当組合所定の用紙で残高証明書を定期発行し郵送する場合には、上記手数料のほか郵送料(簡易書留郵便料金)が掛かります。

## 夜間金庫・貸金庫利用手数料

夜間金庫利用手数料 (設置店のみ)	基本料(年間)	投入口鍵1個・入金袋1個	13,200円	
	投入口鍵 1個追加(再発行含む)		3,300円	
	入金袋 1個追加(再発行含む)		3,300円	
貸金庫手数料 (設置店のみ)	全自動貸金庫 (本店のみ)	利用料 (年間)	大	26,400円
			中	19,800円
		代理人カード発行手数料	2,200円	
	カード喪失再発行手数料	2,200円		
	鍵喪失再発行手数料	18,700円		
貸金庫 (沼田店のみ)	利用料 (年間)	大	5,500円	
		中	4,400円	
		小	3,300円	

## その他の手数料

株式・出資金等払込金取扱手数料	5千万円以上	1,000分の2.0×110%
	5千万円未満	1,000分の3.0×110%
融資証明書発行手数料		22,000円
火災保険確定日付代		実費 700円
TSR情報料	企業情報(1社)	1,650円
	企業相関図(1中心企業)	550円
不渡手形小切手返却料・取立手形小切手組戻料・振込送金組戻料		880円
当組合本支店間の不渡、組戻手形小切手返却料・組戻料		660円
振込訂正依頼料		220円
インターネットバンキングサービス基本料金(月額)		無料
法人向けインターネットバンキング 利用料金(月額)	基本利用コース	1,100円
	データ伝送利用コース	3,300円
当組合資格証明書(1通)		1,650円
当組合印鑑証明書(1通)		1,100円
個人データ開示請求手数料		990円
普通預金等未利用口座管理手数料(残高1万円未満)		1,320円
コスモネット照会料	1,650円	コピー代金 10円
情報センター照会料	660円	公正証書事務手数料 1,100円

## 「普通預金等未利用口座管理手数料および自動解約」の導入について

当組合では、長期間利用されていない口座のお取引の再開ならびに当該口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和3年6月1日以降に新規開設された全ての普通預金口座(決済用預金、総合口座を含みます)、貯蓄預金口座につきまして、未利用口座管理手数料の徴求および口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合の自動解約に関する定めを導入いたしました。

## ■対象となる口座

令和3年6月1日以降に開設された全ての普通預金口座(決済用預金、総合口座を含む)、貯蓄預金口座

## ■未利用口座となる口座

・最後のお取引(お預入れ、払い戻し)から2年以上、一度もお取引がなく、残高が10,000円未満の口座。ただし、当該口座へのお利息入金および本件手数料の引落しはお取引に含まれません  
・紛失などによりご利用が停止されている口座

## ■対象外となる口座

・令和3年5月31日現在で開設されている口座  
・当該口座の預金残高が10,000円以上ある場合  
・同一店舗にて借入残高が1円以上の場合(カードローンは除く)  
・同一店舗にて定期預金、定期積金、積立定期預金、国債等が1円以上ある場合  
・カードローン返済口座  
・その他当組合が適切と判断した場合

## ■未利用口座に対する取り扱い

・対象口座をお持ちのお客様には、当組合へお届けのご住所に事前に通知いたします  
・通知後、約3ヶ月経過後も、お取引またはご解約が無い場合に、本手数料を引き落としいたします  
・残高不足により本手数料の引落しができなかった場合、残高全額を本手数料の一部として引落し、当該口座を自動的に解約いたします  
・引落し済みの未利用口座管理手数料は返却いたしません  
・解約した口座の再利用はできません

## ■未利用口座管理手数料

・年間1,320円(税込)

# あかぎ信用組合 SDGs宣言

当組合の経営理念は、「信頼と成長」です。

私たちは、あらゆる活動を通じて組合員の皆様との相互信頼を築き、皆様の成長に寄与し、ひいては地域社会の発展に貢献することを目的として活動しております。また、日常的な活動においても、地域経済の活性化に向け、資金供給者としての役割に留まることなく、環境、文化、教育、福祉、防犯など、さまざまなかたちで地域社会のお役に立つ取り組みを行っております。

当組合のこうした取り組みは、SDGs(持続可能な開発目標)の達成につながるものであり、今後さらに取り組みを強化して地域社会の持続的成長に寄与することを宣言いたします。(令和2年4月1日公表)

## 01

### 地方創生・地域貢献

地方中小企業・個人のお客様にあらゆる活動を通じて地方創生・地域貢献のお役に立てるよう取り組みます。

#### ■ 経営支援

- 民間地域活性化団体の共催による創業支援セミナーの開催。 ○事業性評価を活用した企業への深度ある支援の取り組み。
- ファンドへの出資による新規事業者への間接的支援。
- 若手経営者の会「あかぎクラブ健山会」を中心とした次世代経営者として必要な教養や知識の啓発に努める活動の取り組み。
- 情報を共有するデータベース情報掲示板システムを活用したビジネスマッチング。
- 全国各地の信用組合からなる事業承継連携協議会や外部機関を利用した積極的な事業承継・M&A支援。
- 取引先事業所の従業員満足度を向上させる為、福利厚生充実を目的とした協力提携契約の促進。
- 専門家による「経営相談会」「年金相談会」の定期的な開催。

#### ■ 地域活性化

- 信用組合協会主催の「しんくみ食のビジネスマッチング展」への参加。
- 第一勧業信用組合と連携協定を活かし、地域の特産品を都心の物産展で紹介する機会の提供。
- 「ジョイアス旅行」「ふれあいの旅」「新春観劇会」「連携信用組合観劇会」の継続的な実施。
- 「いせさきまつり」「前橋こどもまつり」「沼田まつり」等地域行事へ積極的に参加。
- 「しんくみの集い」として著名人による講演会の継続的開催。
- ガスバクサツ群馬、群馬クレインサンダーズのアシストパートナーとして地元チーム強化への取り組み。
- 個人ローンにおいて保証会社の保証が受けられなかった先への積極的な融資対応。

#### ■ 福祉貢献

- お預かりした総額に応じて当組合が寄付を行うSDGs定期預金の取扱い。
- 利用額の0.5%が県内の各福祉施設へ寄付されるピーターパンカードの利用促進。
- 年1回の献血運動を毎年実施。 ○チャリティーゴルフコンペの開催により浄財を福祉協議会へ寄付。
- 認知症サポーター養成講座の積極的な受講により認知症への理解を深めサポートを行う。
- 特定健診特別定期預金を取扱い、国民健康保険加入者の特定健診受診を促す。

#### ■ 経済成長

- 地域におけるキャッシュレス化を促進するためキャッシュレス化の事業者を紹介する取り組みを行う。



# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## SDGsとは…

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のために、2015年9月の国連サミットにおいて採択されました。2030年までに全世界で取り組む17の国際目標が定められ、世界の企業、政府、地域社会に広く協力を求め、人類と地球の繁栄の実現を目指す具体的な行動指針(計画)です。

## 02 環境保全

地域にやさしい環境づくりに取り組めます。

- 太陽光発電融資を積極的に取り組み、クリーン化の実施。
- クールビズによる地球温暖化防止運動の実施。
- 伊勢崎市美化協定を締結し、店舗周辺の清掃活動実施。



## 03 ガバナンス

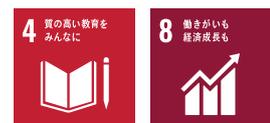
経営透明性を図り、職員のスキルアップ・働きやすい環境づくりに取り組めます。

- 各連携先との情報交換等活かした職員スキルアップ研修の実施。
- JPBV(価値を大切にできる金融実践者の会)に入会、人材育成、リーダーシップ育成、組織開発等の実施。
- 経済状況の把握や要望等による、総代意見交換会を開催。
- 中堅職員の意見等を経営に反映する「中堅職員研修」開催。
- 男女の区分なく総合職として職員を採用、育成。



## 04 チャレンジ

- 若手職員スキル向上の「渉外力強化研修」を毎年開講。
- お客様アンケートを毎年実施し、改善に取り組む。
- 子供たちに信用組合の仕事を教えるお仕事体験ブースを各種イベントに出展。



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の取り組みは中止しています。

# 資料編

## 資料編目次

経営環境・事業概況	36
直近5事業年度における主要な事業の状況	36
貸借対照表	37
損益計算書、剰余金処分計算書	38
財務諸表の正確性の確認、法定監査の状況	40
主要な業務の状況を示す指標	41
預金に関する指標	42
貸出金等に関する指標	43
有価証券に関する指標	45
その他の業務の状況	46
自己資本の充実の状況	47
開示項目一覧	54
営業地区・店舗一覧	55

## 令和2年度の経営環境・事業概況

### 金融経済環境

昨年度の金融経済環境は、デジタル投資の増加を背景に電子部品や自動車関連など一部の業種に受注の持ち直しが見られますが、飲食業・建設業・宿泊業をはじめとする幅広い業種の不調が続いております。

こうした中、金融機関は低金利の長期化や人口減少・少子高齢化の進行による地域経済の縮小やキャッシュレスに代表される金融サービスの変容に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による取引先事業者の業況悪化に伴う与信費用の増加が懸念されており、当組合も今年度決算において追加的引当金の計上を行うなど引き続き収益環境は厳しい状況が続いております。

### 業績について

令和2年度は、期初からの新型コロナウイルス感染症対策の実質無利子・無担保融資の積極的な資金供給を背景に、貸出金残高は前期末比112億2千万円増加の910億7千万円、預金残高も86億5千万円増加の1,255億3千万円となりました。

収益は貸出金の大幅なボリューム拡大や役員取引収支の改善のほか経費の圧縮によって、新型コロナウイルス感染症に伴う予防的引当金などの信用コスト2億3千万円をカバーすることができました。

最終的にはコア業務純益は前期比2億2千万円増加の3億5千万円、経常利益1億8千万円、当期純利益は1億6千万円を確保することができました。

なお、健全性指標である自己資本比率は前期末比0.14pt上昇の7.87%、不良債権比率は0.21pt低下の3.27%となりました。

### 事業の展望

令和3年度は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響により取引先である中小事業者等の資金繰りや事業継続が脅かされる状況が続くと考えております。

一方で、資金繰り支援としての円滑な資金供給から政府系金融機関等との連携による資本金劣後ローンの提供や伴走型再生支援、あるいはアフターコロナに向けた事業再構築支援など新たなステージをサポートしていくことが求められております。

信用コストの大幅な拡大も懸念されるところでありますが、内部組織の再編成を模索しつつ地方自治体や各種団体との連携、協働のもと、小規模事業者等の本業支援と地域社会に対する有用な情報発信に取り組んでいきたいと考えております。

### 当組合が対処すべき課題

当組合といたしましては、まずは収束の兆しが不透明な新型コロナウイルス感染拡大に窮する地域の小規模事業者の事業存続とここに暮らす人々の雇用や生活を守るために伴走型事業支援の態勢を整備する必要があります。

また、組織の軽量化に資するシステムの投入を推し進め、地域に対する組合の使命を全うしつつ役員が自分の役割を果たすことから生じる誇りと自信によって「働きがいのある職場」を追求し、大きく変化する金融環境に対峙するレジリエンス(復元力)が高い組織や人材を育成していくことが求められております。

さらに今日の世界的な要請である「マネー・ローンダリング」や「サイバーセキュリティ」への対応についても適切に取り組んでいきたいと考えております。

## 直近5事業年度における主要な事業の状況

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	2,279,222	2,145,376	2,065,151	2,085,660	2,050,592
経常利益	483,521	259,094	49,380	285,412	180,512
当期純利益	345,157	230,998	40,163	225,990	160,406
預金積金残高	118,428,028	116,632,624	117,664,501	116,881,681	125,538,115
貸出金残高	68,204,358	73,845,092	76,151,781	79,850,706	91,077,828
有価証券残高	30,372,313	25,368,728	25,428,077	24,925,009	24,137,206
総資産額	139,155,700	139,371,926	140,257,110	138,983,382	146,963,832
純資産額	6,202,095	6,684,125	6,581,145	6,369,998	6,530,709
自己資本比率(単体)	7.85%	8.05%	7.77%	7.73%	7.87%
出資総額	2,909,439	3,205,951	3,185,258	3,169,936	3,132,550
出資総口数	2,109,439口	2,405,951口	2,385,258口	2,369,936口	2,332,550口
出資に対する配当金	35,452	35,875	38,184	27,138	26,990
職員数	155人	161人	161人	147人	150人

(注)残高計数は期末日現在のものです。

## 貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度
<b>(資産の部)</b>		
現金	2,262,973	2,117,291
預け金	30,565,271	28,467,124
有価証券	24,925,009	24,137,206
国債	9,709,190	9,082,570
地方債	407,240	406,520
社債	6,822,060	7,686,570
株式	289,184	97,781
投資信託	606,103	402,951
外国証券	6,597,115	5,961,240
その他の証券	494,115	499,574
貸出金	79,850,706	91,077,828
割引手形	410,256	302,744
手形貸付	5,942,680	5,938,297
証書貸付	68,349,596	80,425,088
当座貸越	5,148,172	4,411,698
その他資産	767,387	772,149
未決済為替貸	10,863	19,968
全信組連出資金	507,000	507,000
前払費用	3,457	6,826
未収収益	136,885	128,193
その他の資産	109,180	110,160
有形固定資産	1,471,505	1,428,471
建物	607,069	587,970
土地	764,335	764,062
建設仮勘定	-	1,595
その他の有形固定資産	100,100	74,844
無形固定資産	33,263	33,368
ソフトウェア	22,400	19,427
その他の無形固定資産	10,863	13,941
前払年金費用	44,160	65,173
債務保証見返	33,008	52,534
貸倒引当金	△969,903	△1,187,318
(うち個別貸倒引当金)	(△683,878)	(△804,365)
資産の部合計	138,983,382	146,963,832

科目	令和元年度	令和2年度
<b>(負債の部)</b>		
預金積金	116,881,681	125,538,115
当座預金	444,482	741,820
普通預金	39,691,445	49,034,699
貯蓄預金	1,042	1,102
通知預金	101,779	202,633
定期預金	68,905,913	68,138,628
定期積金	7,403,965	7,091,375
その他の預金	333,051	327,855
借入金	15,000,000	14,100,000
当座借越	15,000,000	14,100,000
その他負債	324,162	340,625
未決済為替借	32,382	30,397
未払費用	54,044	62,234
給付補填備金	8,112	5,374
未払法人税等	4,563	4,563
前受収益	57,403	66,115
払戻未済金	57,387	59,848
職員預り金	90,658	96,785
その他の負債	19,611	15,306
賞与引当金	83,041	66,400
役員退職慰労引当金	798	798
睡眠預金払戻損失引当金	11,347	9,975
偶発損失引当金	18,577	28,193
繰延税金負債	177,481	213,194
再評価に係る繰延税金負債	83,285	83,285
債務保証	33,008	52,534
負債の部合計	132,613,383	140,433,123
<b>(純資産の部)</b>		
出資金	3,169,936	3,132,550
普通出資金	2,169,936	2,132,550
優先出資金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金	1,000,000	1,000,000
資本準備金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金	1,515,514	1,648,782
利益準備金	810,000	834,000
その他利益剰余金	705,514	814,782
当期末処分剰余金	705,514	814,782
組合員勘定計	5,685,450	5,781,332
その他有価証券評価差額金	508,362	573,190
土地再評価差額金	176,186	176,186
評価・換算差額等合計	684,548	749,377
純資産の部合計	6,369,998	6,530,709
負債の部及び純資産の部合計	138,983,382	146,963,832

(注)「貸借対照表の注記事項」は、P.39～40に記載しております。

## 損益計算書

科目	令和元年度	令和2年度
経常収益	2,085,660	2,050,592
資金運用収益	1,670,067	1,757,329
貸出金利息	1,336,385	1,433,599
預け金利息	40,772	36,431
有価証券利息配当金	276,650	271,415
その他の受入利息	16,258	15,881
役務取引等収益	143,270	155,305
受入為替手数料	60,765	58,252
その他の役務収益	82,504	97,053
その他業務収益	43,749	75,598
国債等債券売却益	29,205	61,814
国債等債券償還益	-	42
その他の業務収益	14,544	13,741
その他経常収益	228,573	62,359
貸倒引当金戻入益	2,365	-
償却債権取立益	84,536	57,135
株式等売却益	-	2,112
その他の経常収益	141,670	3,112
経常費用	1,800,248	1,870,080
資金調達費用	26,751	16,485
預金利息	20,973	13,850
給付補填備金繰入額	5,308	2,741
借入金利息	4	△597
その他の支払利息	464	491
役務取引等費用	106,526	101,041
支払為替手数料	29,599	27,809
その他の役務費用	76,926	73,231
その他業務費用	2,593	18,921
国債等債券償還損	1,957	17,416
その他の業務費用	635	1,505
経費	1,562,052	1,453,552
人件費	975,427	905,877
物件費	566,803	527,298
税金	19,820	20,376
その他経常費用	102,324	280,079
貸倒引当金繰入額	-	227,751
貸出金償却	79,534	5,618
株式等売却損	737	11,985
その他の経常費用	22,053	34,724
経常利益	285,412	180,512

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度
特別損失	68,779	4,470
固定資産処分損	771	4,107
減損損失	68,008	362
税引前当期純利益	216,633	176,042
法人税、住民税及び事業税	4,830	4,722
法人税等調整額	△14,187	10,912
法人税等合計	△9,357	15,635
当期純利益	225,990	160,406
繰越金(当期首残高)	468,419	654,375
土地再評価差額金取崩額	11,103	-
当期末処分剰余金	705,514	814,782

### 損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による費用総額 37百万円
- 出資1口当たりの当期純利益 66円19銭(期中平均出資口数により算出)
- 当期において、以下のとおり減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

主な用途	場所	種類	土地	建物
営業用店舗	太田市内	土地・建物	0	0
合計			0	0

営業用店舗については各営業店、遊休資産等は各資産を独立した最小単位とし、本部については共用資産としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナス及び継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなることに伴い、一部の営業用店舗において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額0百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。また、回収可能額の算定は原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算出してしております。

## 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	705,514	814,782
積立金取崩額	-	-
剰余金処分額	51,138	43,990
利益準備金	24,000	17,000
普通出資に対する配当金	10,938	10,790
	(年0.5%の割合)	(年0.5%の割合)
優先出資に対する配当金	16,200	16,200
	(年0.81%の割合)	(年0.81%の割合)
繰越金(当期末残高)	654,375	770,791

## 貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。再評価方法は、法律で定められた地価税の課税対象価格(路線価)により評価を行い実施しております。再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 665百万円  
 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 763百万円  
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額 419百万円
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
 建物 8年～47年 その他 3年～20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権のうち、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額(以下「未保全額」という)が一定額以上の破綻懸念先については、債権の元本の回収に係るキャッシュフローを合理的に見積もった金額と未保全額との差額、または、債務者の状況に応じたその他の方法により見積もった金額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。  
 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店並びに本部各々が第一次査定を実施し、資産管理部が第二次査定を行い、その査定結果により上記の引当てを行っております。  
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額のうちIV分類額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,873百万円であります。  
 (追加情報)  
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響を考慮し、特定業種の債務者について、翌期以降の業績悪化に伴い一定範囲内で債務者区分の格下げが発生すると仮定を置き、これを織り込んだ債務者区分に基づいた貸倒引当金147百万円を追加計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。  
 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(企業年金基金)を採用しておりあります。なお、当組合が加入している全国信用組合厚生年金基金は令和3年2月23日付で代行返し及び確定給付企業年金基金への移行に係る厚生労働大臣の認可を受け令和3年3月1日付で解散しました。また、同日に全国信用組合企業年金基金が設立され、当組合は同企業年金基金に加入しました。  
 全国信用組合企業年金基金は令和3年3月1日に設立され、第1期の財政決算報告書を作成してないため、当事業年度については記載を省略しております。  
 全国信用組合厚生年金基金の制度に関する事項は次のとおりです。  
 (1)制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)  

年金資産の額	326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	282,169百万円
差引額	43,960百万円

 (2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自平成31年4月分 至令和2年3月分)  
 0.875%
- (3)補足説明  
 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円及び別途積立金64,445百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であります。なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 24百万円
- 子会社等の株式の総額 6百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,554百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は82百万円、延滞債権額は2,833百万円であり、  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息の計上をしながら貸出金(貸倒債権を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は69百万円であり、  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,985百万円であり、  
 なお、17,4から20,20に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両等についてリース契約により使用しております。

- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形の額面金額は302百万円であり、
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。  
 担保提供している資産 預け金 16,000百万円  
 担保資産に対応する債務 借入金 14,100百万円  
 上記のほか、公金取扱い、為替取引のために預け金2,103百万円を担保提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は2,116円95銭です。

- 金融商品の状況に関する事項  
 (1)金融商品に対する取組方針  
 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

### (2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常勤理事会を開催し、審議報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### ②市場リスクの管理

##### (i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された方針等に基づき、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析、金利感応度分析、VaRのほか一定のストレスを受けた場合の影響額等をリスク管理委員会に報告しております。

##### (ii)為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、為替に影響する個別の銘柄ごとに時価管理しているほか、一定のストレスを受けた場合の影響額等をリスク管理委員会に報告しております。

##### (iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、資金運用規程、有価証券等運用基準等に準じて行われております。

このうち、総務企画部では、市場運用商品の購入を行っており、半期運用計画による投資限度額の設定のほか、週次運用会議など継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

##### (iv)デリバティブ取引

当組合が行うデリバティブ取引は、オプション取引に限定されており、常勤理事会の方針に基づき実施されております。

##### (v)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、預け金及び有価証券であります。

当組合では、これら金融資産、金融負債についてVaRを用いて市場リスク量として定量的分析を行っております。当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いています。

当組合のVaRは共分散行列法(保有期間6か月、信頼区間99%、観測期間5年)を採用しており、令和3年3月31日現在でのリスク量は686百万円であり、

直近250営業日(令和2年3月25日から令和3年3月31日)におけるバックテスト(保有期間1日、有価証券・仕組預金)の結果、損失がVaRを超過した回数は1回であり、使用するモデルには一定の精度があると考えています。

ただし、VaRは過去の相場変動を前提として統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であるため、前提条件が満たされない状況下におけるリスクは捕捉できない可能性があります。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、適時に資金管理を行うほか、定期的に預金の流入を把握することなどによって、流動性リスクを管理しております。

### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあり、

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

### 26. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(※1)	28,467	28,487	20
(2)有価証券	24,103	24,103	-
その他有価証券	24,103	24,103	-
(3)貸出金(※1)	91,077		
貸倒引当金(※2)	△1,153		
	89,924	91,781	1,857
金融資産計	142,495	144,372	1,877
(1)預金積金(※1)	125,538	125,580	42
(2)借入金	14,100	14,100	-
金融負債計	139,638	139,680	42

(※1)貸出金、預金積金及び預け金の一部の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。原則として、満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算出し、当該現在価値を時価とみなしております。ただし、デリバティブを内包するなどの複合金融商品については、取引金融機関で算出した価格によっております。

(2)有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については「27.」に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元金利の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積立

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元金利の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
関連法人等株式(※1)	6
非上場株式(※1)	27
組合出資金(※2)	508
合計	541

(※1)関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2)組合出資金(全信組連出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「投資信託」、及び「外国証券」等が含まれております。以下30.まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- (3) 関連法人等株式で時価のあるものはありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国債	9,082	8,398	684
地方債	406	400	6
社債	3,735	3,700	34
株式	37	36	1
投資信託	257	226	30
外国証券	3,467	3,389	77
その他の証券	484	443	40
合計	17,470	16,596	874

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
社債	3,951	3,999	△48
株式	42	58	△15
投資信託	145	155	△9
外国証券	2,493	2,502	△9
合計	6,633	6,715	△82

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理はありません。

- 28. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 29. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。  
売却価額 1,105百万円 売却益 64百万円 売却損 27百万円
- 30. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	904	4,078	-	4,099
地方債	-	406	-	-
社債	1,404	2,873	3,001	407
投資信託	-	76	-	-
外国証券	401	4,745	716	97
その他の証券	-	484	-	-
合計	2,710	12,665	3,718	4,604

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,646百万円であります。これらは原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額		517百万円
税務上の繰越欠損金		205
減価償却費損金算入限度超過額		79
その他		39
繰延税金資産小計		842
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△205	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△611	
評価性引当額小計	△817	
繰延税金資産合計		25
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		219
前払年金費用		18
その他		0
繰延税金負債合計		238
繰延税金負債の純額		213百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	122	83	205
評価性引当金	-	-	-	△122	△83	△205
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

33. 表示方法の変更に関する事項  
「会計上の見積り開示に関する基準」(企業第31号 令和2年3月31日)を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しました。

34. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 1,187百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

(ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(iii) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 財務諸表の正確性の確認

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第67期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月25日

あかぎ信用組合

理事長 小林 正弘

## 法定監査の状況

当組合は、協金法第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当することから、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「ひびき監査法人」の厳正な監査を受けております。

## 主要な業務の状況を示す指標

### 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:平残・百万円、利息・千円)

		令和元年度	令和2年度
資金運用勘定	平残	135,730	144,070
	利息	1,670,067	1,757,329
	利回	1.23%	1.21%
うち貸出金	平残	77,198	85,995
	利息	1,336,385	1,433,599
	利回	1.73%	1.66%
うち預け金	平残	33,424	33,929
	利息	40,772	36,431
	利回	0.12%	0.10%
うち有価証券	平残	24,599	23,637
	利息	276,650	271,415
	利回	1.12%	1.14%
資金調達勘定	平残	132,467	140,590
	利息	26,751	16,485
	利回	0.02%	0.01%
うち預金積金	平残	117,373	125,431
	利息	26,282	16,591
	利回	0.02%	0.01%
うち借入金	平残	15,000	15,060
	利息	4	△597
	利回	0.00%	0.00%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和元年度4百万円、令和2年度4百万円)を控除して表示しております。

### 総資金利鞘等

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度
資金運用利回(a)	1.23	1.21
資金調達原価率(b)	1.19	1.04
総資金利鞘(a)-(b)	0.04	0.17

### 受取利息・支払利息の増減

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	△32,284	87,262
支払利息の増減	△22,361	△10,266

### 利益率

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.20	0.12
総資産当期純利益率	0.16	0.10

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

### 粗利益等

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	1,643,315	1,740,844
資金運用収益	1,670,067	1,757,329
資金調達費用	26,751	16,485
役員取引等収支	36,744	54,264
役員取引等収益	143,270	155,305
役員取引等費用	106,526	101,041
その他業務収支	41,156	56,676
その他業務収益	43,749	75,598
その他業務費用	2,593	18,921
業務粗利益	1,721,216	1,851,784
業務粗利益率	1.26%	1.28%

(注) 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

### 業務純益等

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
業務純益	159,164	301,485
実質業務純益	159,164	398,413
コア業務純益	131,916	353,973
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	131,916	352,903

(注) 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額  
 コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

### 経費の内訳

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
人件費	975,427	905,877
報酬給料手当	757,522	760,343
退職給付費用	100,772	59,252
その他	117,132	86,281
物件費	566,803	527,298
事務費	264,495	259,023
固定資産費	95,404	90,222
事業費	54,967	45,503
人事厚生費	26,219	20,072
減価償却費	87,524	75,463
その他	38,192	37,012
税金	19,820	20,376
経費合計	1,562,052	1,453,552

## 役務取引の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
役務取引等収益	143,270	155,305
受入為替手数料	60,765	58,252
その他の受入手数料	82,452	96,991
その他の役務取引等収益	52	61
役務取引等費用	106,526	101,041
支払為替手数料	29,599	27,809
その他の支払手数料	39,256	35,058
その他の役務取引等費用	37,670	38,173

## その他業務収益の内訳

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	29,205	61,814
国債等債券償還益	-	42
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	14,544	13,741
合 計	43,749	75,598

## 常勤役員1人当たりの残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
預金残高	763	804
貸出金残高	521	583

## 1店舗当たりの残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
預金残高	8,990	9,656
貸出金残高	6,142	7,005

## 組合員数の推移

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度
個 人	29,605	29,136
法 人	3,008	3,115
合 計	32,613	32,251

## 預貸率・預証率

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度	
預貸率	期 末	68.31	72.54
	期中平均	65.77	68.55
預証率	期 末	21.32	19.22
	期中平均	20.95	18.84

## 預金に関する指標

### 預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	39,715	33.83	49,586	39.53
定期性預金	77,657	66.16	75,844	60.46
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	117,373	100.00	125,431	100.00

### 預金者人格別預金残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個 人	97,681	83.57	100,750	80.25
法 人	19,200	16.42	24,787	19.74
一般法人	16,219	13.87	21,812	17.37
金融機関	11	0.01	3	0.00
公 金	1,175	1.00	1,216	0.96
その他	1,793	1.53	1,755	1.39
合 計	116,881	100.00	125,538	100.00

### 金利種類別定期預金残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	67,136	97.43	66,503	97.59
変動金利	32	0.04	29	0.04
その他	1,737	2.52	1,605	2.35
合 計	68,905	100.00	68,138	100.00

### 財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
財形貯蓄残高	150	154

## 貸出金等に関する指標

### 貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	410	0.53	334	0.38
手形貸付	5,857	7.58	6,035	7.01
証書貸付	66,059	85.57	75,094	87.32
当座貸越	4,870	6.30	4,530	5.26
合計	77,198	100.00	85,995	100.00

### 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,787	12.08	1,625	11.07
住宅ローン	13,000	87.91	13,051	88.92
合計	14,787	100.00	14,676	100.00

### 貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	8,346	10.45	9,754	10.70
農業、林業	534	0.66	604	0.66
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	6,638	8.31	8,897	9.76
電気、ガス、熱供給、水道業	3,888	4.86	4,668	5.12
情報通信業	294	0.36	564	0.61
運輸業、郵便業	2,841	3.55	3,164	3.47
卸売業、小売業	5,528	6.92	6,835	7.50
金融業、保険業	93	0.11	162	0.17
不動産業	15,034	18.82	17,779	19.52
物品賃貸業	517	0.64	516	0.56
学術研究、専門技術サービス業	661	0.82	777	0.85
宿泊業	178	0.22	201	0.22
飲食業	1,297	1.62	1,769	1.94
生活関連サービス業、娯楽業	748	0.93	972	1.06
教育、学習支援業	628	0.78	708	0.77
医療、福祉	2,852	3.57	3,202	3.51
その他のサービス	4,342	5.43	5,236	5.74
その他の産業	1,268	1.58	1,175	1.29
小計	55,696	69.75	66,990	73.55
地方公共団体	4,864	6.09	4,812	5.28
個人(住宅消費納税資金等)	19,290	24.15	19,275	21.16
合計	79,850	100.00	91,077	100.00

貸倒引当金の内訳 P.50をご参照下さい。

貸出金償却額 P.50をご参照下さい。

### 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	31,591	39.56	39,152	42.98
設備資金	48,259	60.43	51,925	57.01
合計	79,850	100.00	91,077	100.00

### 金利種類別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	30,948	38.75	38,995	42.81
変動金利	48,902	61.24	52,082	57.18
合計	79,850	100.00	91,077	100.00

### 貸出金担保別残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	2,704	3.38	2,617	2.87
有価証券	-	-	-	-
動産	7,478	9.36	9,418	10.34
不動産	27,674	34.65	30,405	33.38
その他	243	0.30	174	0.19
小計	38,100	47.71	42,616	46.79
信用保証協会・信用保険	4,254	5.32	13,752	15.10
保証	23,747	29.74	21,240	23.32
信用	13,747	17.21	13,468	14.78
合計	79,850	100.00	91,077	100.00

### 債務保証見返担保別残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	-	-	-	-
その他	1	5.42	-	-
小計	1	5.42	-	-
信用保証協会・信用保険	29	88.09	50	96.77
保証	2	6.47	1	3.22
信用	-	-	-	-
合計	33	100.00	52	100.00

## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分	債権額 A	担保・保証 B	貸倒引当金 C	保全額 D=B+C	保全率 D/A	貸倒引当金引当率 C/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	506	419	87	506	100.00	100.00
	令和2年度	396	321	75	396	100.00	100.00
危険債権	令和元年度	2,134	1,332	330	1,663	77.92	41.24
	令和2年度	2,522	1,516	429	1,945	77.12	42.68
要管理債権	令和元年度	145	75	-	75	51.51	-
	令和2年度	69	25	-	25	36.33	-
不良債権計	令和元年度	2,786	1,826	417	2,244	80.55	43.54
	令和2年度	2,988	1,862	504	2,367	79.21	44.82
正常債権	令和元年度	77,139					
	令和2年度	88,184					
合計	令和元年度	79,926					
	令和2年度	91,173					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証B」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金C」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 保全率、貸倒引当金引当率が計算上100%を超える場合、100%と表示しております。

## リスク管理債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分	残高 A	担保・保証 B	貸倒引当金 C	保全率 (B+C)/A	
破綻先債権	令和元年度	107	89	17	100.00
	令和2年度	82	70	12	100.00
延滞債権	令和元年度	2,531	1,660	399	81.39
	令和2年度	2,833	1,764	492	79.63
3か月以上延滞債権	令和元年度	32	22	-	69.62
	令和2年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和元年度	112	52	-	46.24
	令和2年度	69	25	-	36.33
合計	令和元年度	2,785	1,825	417	80.54
	令和2年度	2,985	1,859	504	79.19

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.および2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.~3.を除く)です。
5. 「担保・保証B」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金C」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 保全率が計算上100%を超える場合、100%と表示しております。

## 有価証券に関する指標

### 有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	10,506	42.71	8,893	37.62
地方債	400	1.62	400	1.69
短期社債	-	-	-	-
社債	6,079	24.71	6,814	28.82
株式	334	1.36	332	1.40
外国証券その他	7,278	29.58	7,196	30.44
貸付有価証券	-	-	-	-
合計	24,599	100.00	23,637	100.00

(注)当組合は、商品有価証券を保有していません。

### 残存期間別有価証券残高

(単位:百万円)

		令和元年度	令和2年度
国債	1年以下	303	904
	1年超3年以下	1,936	3,055
	3年超5年以下	3,087	1,023
	5年超10年以下	-	-
	10年超	4,381	4,099
	期間の定めのないもの	-	-
	小計	9,709	9,082
地方債	1年以下	-	-
	1年超3年以下	-	-
	3年超5年以下	-	406
	5年超10年以下	407	-
	10年超	-	-
	期間の定めのないもの	-	-
	小計	407	406
社債	1年以下	702	1,404
	1年超3年以下	2,666	1,166
	3年超5年以下	1,386	1,707
	5年超10年以下	1,457	3,001
	10年超	609	407
	期間の定めのないもの	-	-
	小計	6,822	7,686
株式	期間の定めのないもの	289	97
	小計	289	97
外国証券その他	1年以下	1,611	407
	1年超3年以下	1,102	2,161
	3年超5年以下	3,422	3,145
	5年超10年以下	1,093	716
	10年超	224	106
	期間の定めのないもの	243	326
	小計	7,697	6,863
合計		24,925	24,137

### 有価証券、金銭の信託等の取得価額(帳簿)または契約価額、時価及び評価損益

(単位:百万円)

		取得価額または契約価額	時価	評価損益
有価証券	令和元年度	24,226	24,929	702
	令和2年度	23,350	24,142	792
金銭の信託	令和元年度	-	-	-
	令和2年度	-	-	-
デリバティブ等商品	令和元年度	-	-	-
	令和2年度	-	-	-

(注)1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないもの及び満期保有目的の債券については、帳簿価額で表示しております。  
2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合わせた商品です。なお、有価証券のうち区分処理を行うべき複合金融商品につきましては本項目に記載しております。また、評価損益につきましては当該決算において益(損)金処理を行っております。

### オフバランス取引の状況

(単位:千円)

	令和元年度		令和2年度	
	契約金額 想定元本額	与信相当額	契約金額 想定元本額	与信相当額
金利スワップ	-	-	-	-
通貨スワップ	-	-	-	-
先物外国為替取引	-	-	-	-
金利オプション(買)	-	-	-	-
通貨オプション(買)	-	-	-	-
その他金融派生商品	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

### 先物取引の時価評価

当組合は先物取引を行っておりません。

## その他の業務の状況

### 代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額
全国信用協同組合連合会	-	-	-	-
商工組合中央金庫	29	50	50	50
日本政策金融公庫	10	8	8	8
住宅金融支援機構	267	218	218	218
福祉医療機構	15	11	11	11
その他	-	-	-	-
合計	322	288	288	288

### 内国為替取扱実績

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額
振込・送金	87,213	75,136	87,719	74,016
他金融機関向け	110,847	73,925	118,816	80,896
代金取立	546	1,405	349	1,162
他金融機関から	86	159	73	87

## 証券業務

### 公共債窓口販売実績

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額
個人向け国債	12	5	5	5
ぐんま県民債	-	-	-	-

## 国際業務

### 外国為替取扱高

(単位:千米ドル)

	令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額
貿易	-	59	-	-
貿易外	-	6	2	2
合計	-	65	2	2

### 公共債引受額

当組合は公共債の引受業務は行っていません。

### 投資信託窓口販売実績

当組合は投資信託の窓口販売は行っていません。

### 外貨建資産残高

(単位:千米ドル)

	令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額
外貨資産残高	-	-	-	-

# 自己資本の充実の状況 ~バーゼルⅢ第3の柱に関する事項~

## バーゼルⅢとは

バーゼルⅢとは、2007年(平成19年)以降の世界的な金融危機を教訓に、その再発防止や金融システムの安定を維持することを目的とした国際的な合意のことです。そこでは資本水準の引き上げ・資本の質の向上並びにリスク捕捉の強化等により、従来のバーゼルⅡの3つの柱を基盤に自己資本比率規制の強化がなされたほか、今後新たな観点からの規制が追加される予定になっております。なお、バーゼルⅢは国際業務を行う金融機関を対象とした国際統一基準ですが、当組合は国内に限られた地域での営業であるため「国内基準」が平成26年3月期から適用され、またこれにはバーゼルⅡからの円滑な移行のために段階的な経過措置(最長15年)が設けられております。

### バーゼルⅢの枠組み(国内基準)

第1の柱 最低所要自己資本比率 各金融機関の実情に応じたリスク計測手法により正確にリスクを反映したうえで、最低所要自己資本比率(4%)の維持が求められる。

第2の柱 自己管理と監督上の検証 第1の柱では対象にならない金利リスク等も含めた主要なリスクを金融機関自身が把握したうえで経営上必要な自己資本を検討し、監督当局によってその適切性を監督される。

第3の柱 市場規律 情報開示(ディスクロージャー)を通じて、市場によってその健全性を監督される。

## 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等から構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	あかぎ信用組合	あかぎ信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本の額に算入された額	2,132百万円	2,000百万円

## 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関する評価方法につきましては、一つ目の観点として、健全性の指標である自己資本比率が国内基準である4%に対して十分な水準かどうかによって評価しております。なお、当組合では自己資本の充実策は経営計画等に基づく業務推進により得た利益の積み上げを第一に捉えており、同計画の進捗管理を通じて将来における自己資本の額及び自己資本比率の見通しを原則毎月算出し管理しております。

また二つ目の観点はリスク管理の側面であり、①統一的リスク管理②自己資本管理による評価を実施しております。概要は①通常に想定されるリスク量とリスク資本等を比較した場合のバッファ(余力)の管理、②通常には想定できないストレス環境下におけるバッファの管理により、当組合の抱える各種リスク(第1の柱では捕捉できないリスクを含む)に対して十分な資本を有しているか、資本に対して過度なリスクテイクを行っていないかの評価によります。なお、リスク計測方法やストレスシナリオは、リスク管理委員会により毎期に決定され、同委員会は四半期毎にリスク量やバッファのモニタリングを行っております。

## KEY WORD

### ■コア資本に係る調整項目

コア資本からの控除項目のことであり、損失吸収力を有さないものや金融システム全体のリスクを高めるものなど、資本の質を向上させるために厳格な基準により設けられています。

### ■エクスポージャー

価格変動リスクに晒されている資産のことを指します。

### ■リスク・ウェイト

資産の危険度を表す指標で、自己資本比率算出の際に保有資産ごとに分類して用います。

なお、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

・Moody's ・Standard & Poor's ・R&I(格付情報センター) ・JCR(日本格付研究所)

※上記のいずれかを用い、エクスポージャーの種類に応じた使い分けは行っていません。

### ■リスク・アセット

リスク資産(貸出金や有価証券などのエクスポージャー)をリスクの大きさ(=リスク・ウェイト)に応じて再評価した資産金額のことです。

## 自己資本の構成に関する事項

### 単体自己資本比率

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	5,658,311	5,754,341
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,169,936	4,132,550
うち、利益剰余金の額	1,515,514	1,648,782
うち、外部流出予定額(△)	27,138	26,990
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	304,602	411,146
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	304,602	411,146
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	46,704	35,028
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,009,619	6,200,517
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	24,059	24,135
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	24,059	24,135
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	31,941	47,140
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	56,001	71,275
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	5,953,617	6,129,241
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	73,580,789	74,353,467
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△43,374	259,471
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△302,846	-
うち、上記以外に該当するものの額	259,471	259,471
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,359,217	3,442,946
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	76,940,007	77,796,413
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	7.73%	7.87%

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。  
2. 「一般貸倒引当金」にはこれに準じるものとして偶発損失引当金を含んでおります。

## 自己資本の充実度に関する事項

### 所要自己資本額等

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク・アセット、所要自己資本の額(A)	73,580	2,943	74,353	2,974
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	73,384	2,935	73,872	2,954
ソブリン向け	543	21	455	18
金融機関向け	4,098	163	3,756	150
法人等向け	38,613	1,544	38,035	1,521
中小企業等・個人向け	9,075	363	9,586	383
抵当権付住宅ローン	2,889	115	3,013	120
不動産取得等事業向け	13,900	556	15,481	619
3ヶ月以上延滞等	544	21	530	21
出資等	970	38	803	32
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの	1,008	40	503	20
信用協同組合連合会の対象普通出資であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	507	20	507	20
その他	1,233	49	1,198	47
証券化エクスポージャー	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	238	9	221	8
ルック・スルー方式	32	1	26	1
蓋然性方式(250%)	205	8	195	7
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの	259	10	259	10
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったもの	△302	△12	-	-
CVAリスク	1	0	0	0
オペレーショナル・リスク(B)	3,359	134	3,442	137
単体総所要自己資本額(A)+(B)	76,940	3,077	77,796	3,111

(注) 1. 「所要自己資本額」とは、リスク・アセットの額に4%を乗じた額です。

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関及び第1種金融商品取引業者向け」「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことでです。

5. CVAリスクの算出には、簡便的リスク測定方式を採用しております。

#### 〈CVAリスクの算出方法〉

派生商品取引のリスク・アセットの額×12%÷8%

6. オペレーショナル・リスクの算出には、基礎的手法を採用しております。

#### 〈オペレーショナル・リスクの算出方法〉

$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

## KEY WORD

### ■ 貸倒引当金

貸倒れによる債権回収不可能に対応するため、あらかじめ貸倒れの見積額を計上するものです。

#### 〈貸倒引当金の計上基準〉

正常先、要注意先債権 …………… 債権の区分毎に、過去3算定期間の貸倒実績率の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出し、各債権額にこれに乗じて、今後1年間(要管理先については3年間)の予想損失額を見積りその予想損失額を一般貸倒引当金として計上する。

破綻懸念先債権 …………… 債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が認められる額を控除した残額(以下、未保全額という)が一定額以上の先については、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もった金額と未保全額との差額、または、債務者の状況に応じたその他の方法により見積もった金額を個別貸倒引当金として計上する。また、その他の先については、破綻懸念先債権における過去3算定期間の貸倒実績率の平均値に基づき予想損失率を求め、未保全額に予想損失率を乗じて、今後3年間の予想損失額を個別貸倒引当金として計上する。

実質破綻先、破綻先債権 …… 未保全額の全額について個別貸倒引当金の引当を行う。

## 信用リスクに関する事項(リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	合計		貸出金、コミットメント 及びオフ・バランス取引		債券		投資信託			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	10,324	12,053	8,449	9,853	1,703	2,199	-	-	15	67
建設業	7,438	9,679	7,238	9,478	200	200	-	-	197	177
卸売業、小売業	6,804	8,171	5,901	7,168	902	1,002	-	-	40	66
金融業、保険業	37,876	34,987	103	185	6,523	5,702	-	-	-	-
不動産業	15,692	18,551	15,180	18,050	502	501	-	-	96	100
各種サービス業	12,245	14,403	12,245	14,403	-	-	-	-	91	87
国・地方公共団体等	14,184	13,627	4,869	4,817	9,314	8,810	-	-	-	-
個人	16,852	16,807	16,852	16,807	-	-	-	-	267	228
その他	17,063	18,565	9,084	10,407	3,704	4,007	167	221	22	21
業種別合計	138,481	146,847	79,926	91,173	22,850	22,424	167	221	732	749
1年以下	43,898	42,776	12,832	12,626	2,623	2,706	-	-	-	-
1年超3年以下	10,925	10,771	3,697	3,931	5,721	6,112	-	-	-	-
3年超5年以下	13,470	11,667	5,844	5,550	7,398	5,900	-	-	-	-
5年超10年以下	17,451	27,909	14,629	24,204	2,605	3,704	-	-	-	-
10年超20年以下	32,720	33,947	28,807	30,335	3,900	3,599	-	-	-	-
20年超	13,991	14,266	13,389	13,865	601	400	-	-	-	-
期間の定めのないもの	2,385	2,051	725	659	-	-	167	221	-	-
その他	3,637	3,456	-	-	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	138,481	146,847	79,926	91,173	22,850	22,424	167	221	-	-

- (注) 1. 「地域別」に区分した場合、多くは国内向けですが、債券の一部においてのみ国外の発行体向けとなっております。(元年度6,624百万円、2年度4,802百万円)  
 2. 上記の「その他」には、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等、及び各区分に分類することが困難なエクスポージャー等が含まれます。  
 3. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及びデフォルトしたエクスポージャーのことです。  
 4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー及びCVAリスクは含まれておりません。

### 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	増加	減少		期末残高	期首残高	増加	減少		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	219	286	-	219	286	286	382	-	286	382
個別貸倒引当金	905	95	153	163	683	683	154	10	24	804
合計	1,125	381	153	383	969	969	537	10	310	1,187

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該金額は上記残高には含んでおりません。

### 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金等償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金等償却	
	令和元年度				令和2年度				令和元年度	令和2年度
	期首残高	増加	減少	期末残高	期首残高	増加	減少	期末残高		
製造業	72	1	0	73	73	59	-	132	0	0
建設業	271	11	216	67	67	22	8	80	84	7
卸売業、小売業	173	0	4	169	169	0	5	163	17	0
不動産業	18	0	3	14	14	1	3	12	0	1
各種サービス業	211	38	3	245	245	34	1	278	50	0
個人	78	43	13	109	109	3	13	98	5	5
その他	79	-	74	4	4	33	1	36	74	1
合計	905	95	317	683	683	154	34	804	232	15

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. 期中に業種変更が行われた場合、当該期首に遡って変更を反映させております。したがって、業種によっては「前年度期末残高」と「当年度期首残高」が一致しないことがあります。

## リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	格付適用有	格付適用無	合計	格付適用有	格付適用無	合計
0%	-	33,794	33,794	-	41,514	41,514
10%	-	3,408	3,408	-	3,360	3,360
20%	601	21,523	22,124	701	19,405	20,106
35%	-	8,256	8,256	-	8,610	8,610
50%	4,106	167	4,273	6,329	174	6,504
75%	-	12,097	12,097	-	12,383	12,383
100%	2,504	50,919	53,423	2,004	51,164	53,169
150%	-	192	192	-	192	192
250%	-	201	201	-	201	201
自己資本控除	-	-	-	-	-	-
その他	-	708	708	-	804	804
合 計	7,211	131,269	138,481	9,035	137,811	146,847

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後、経過措置適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー及びCVAリスクは含まれておりません。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等ありますが、その手続きについては、組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

なお、削減手法として派生商品取引及びレポ取引は行っておりません。

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	適格金融資産担保		保証		貸出金と自組合預金の相殺	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け	-	-	-	-	15,000	14,100
法人等向け	900	842	-	26	-	-
中小企業等・個人向け	1,178	1,062	15	602	-	-
不動産取得等事業向け	75	46	-	3	-	-
3ヶ月以上延滞等	3	3	-	0	-	-
合 計	2,157	1,954	15	632	15,000	14,100

(注) 1. 当組合は適格金融資産担保について簡便手法を用いております。(自組合担保預金のみ)

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

## KEY WORD

### 信用リスク削減手法

信用リスク・エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合、自己資本比率算出の際にエクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど、信用リスク・アセット額を軽減する措置のことです。

### 派生商品取引

派生商品取引に関するリスク管理方針及び手続の概要等

当組合は派生商品取引については、有価証券運用の一部として、市場リスク全般の管理方針、手続、会計方針等を準用しております。取引の種類は、原則としてオプション(ブット、コール)の売りに限り行います。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等エクスポージャーのリスク管理は、エクスポージャーの種類として、あるいは上場・関連会社等の区分ごととして、個別的に定めを設けず、市場リスクとして包括的に管理を行っているため、当該リスク管理方針、手続等を準用しております。また、会計処理については、金融商品取引法・金融商品会計に関する実務指針に準拠し、適切に行っております。

また保有比率について、有価証券全体に対し株式は10%の範囲内、かつ株式全体に対し原則として各業種30%の範囲内での運用を行っております。

### 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	91	91	80	80
上場株式等以外	1,374	650	1,272	727
合計	1,466	742	1,352	807

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャーは、上場株式等以外に含めて記載しております。

### 売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	-	30
売却損	-	10
償却	-	-

(注) 本項目には、投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャーに係る売買損益は含みません。

### 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	△6	47

(注) 本項目の数値は、出資等エクスポージャーに該当するその他有価証券の評価損益です。

### 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	-	-

(注) 本項目の数値は、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	383	82
マナデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	82	78
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

## KEY WORD

### ■証券化エクスポージャー

金融機関が保有する債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産のことで、証券化エクスポージャーに関するリスク管理方針等

当組合は証券化エクスポージャーについては、投資家としてのみ関与しており、有価証券運用の一部として、市場リスク全般の管理方針、手続、会計方針等を準用しております。リスク・アセットの算出には標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定には、P.45記載の適格格付機関を使用しております。

なお、前期末、当期末ともに保有しておりません。

## 金利リスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスクをいし、すべての金利感応資産・負債（貸出金、有価証券、預け金、預金、借入金、他）を管理・計測の対象としております。また、当組合では、金利変動のほか為替や株式等の様々なリスクファクターの変動も含めた市場リスクのひとつとして管理しております。

そのうち、金融庁の定める金利リスク（IRRBB）については、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測される $\Delta$ EVE、及び期間損益の減少額として計測される $\Delta$ NIIを複数の金利シナリオに基づき算出しております。なお、計測は総務企画部が四半期毎に実施し、その都度リスク管理委員会に報告しております。

### 金利リスクの算定方法の概要

#### 1. 開示告示に基づく $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに関する事項

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 … 1.127年
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 … 4.917年
- (3) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提 … 金融庁が定める保守的な前提(現残高の50%、毎月均等割)
- (4) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 … 金融庁が定める保守的な前提(期限前返済:3%、早期解約:34%)
- (5) 複数の通貨の集計方法及びその前提 … 通貨毎に算出した $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIが正となる通貨のみを単純合算
- (6) スプレッドに関する前提 … 考慮しておりません
- (7) 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 … 使用しておりません
- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 … 当期は貸出金残高が11,227百万円(14.06%)増加し、特に1年超の固定金利貸出がそのうちの約8割を占めたことから、金利変動に対する感応度が上昇し、 $\Delta$ EVE(最大値)が前事業年度より増加しました。
- (9) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 … 当期末の重要性テスト比率(金利リスク÷自己資本)は30.511%であり、監督上の基準値である20%を超過しております。その主な要因は、収益の補完のために金利リスクをテイクし長期固定債を保有していることにありますが、収益の柱である貸出金の増強に加え各種施策により自己資本の積み上げを行い、将来の健全性を高めていくこととします。

#### 2. 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合的リスク管理として、VaRなどで計測されるリスク量が年度毎に設定される配賦資本の範囲内に収まっているかのモニタリングを行っております。また、市場リスク管理として、BPVをはじめとする各種リスク指標、当組合のポートフォリオの特性に応じて設定する仮想的なストレスや過去のストレス事象による影響をモニタリングするほか、自己資本が枯渇するなど複数の重大な事象に至る金利変動幅をモニタリング(リバース・ストレステスト)しております。なお、計測等は総務企画部が月次で実施し、リスク管理委員会へ四半期毎に報告しております。

### 定量的な開示事項

#### IRRBB1:金利リスク

(単位:百万円)

項番	イ		ロ		ハ		ニ	
	$\Delta$ EVE				$\Delta$ NII			
	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	1,870	1,539			127		56	
2 下方パラレルシフト	-	-			346		391	
3 スティーブ化	1,361	1,223						
4 フラット化								
5 短期金利上昇								
6 短期金利低下								
7 最大値	1,870	1,539			346		391	
	ホ				ヘ			
	当期末				前期末			
8 自己資本の額	6,129				5,953			

### KEY WORD

#### ■コア預金

明確な金利改定間隔のない要求性払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。当組合では①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、のうち最小の額と定義し、満期は最長5年までの期間に毎月均等に振分けています。(平均2.5年)

# 開示項目一覧

## 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条

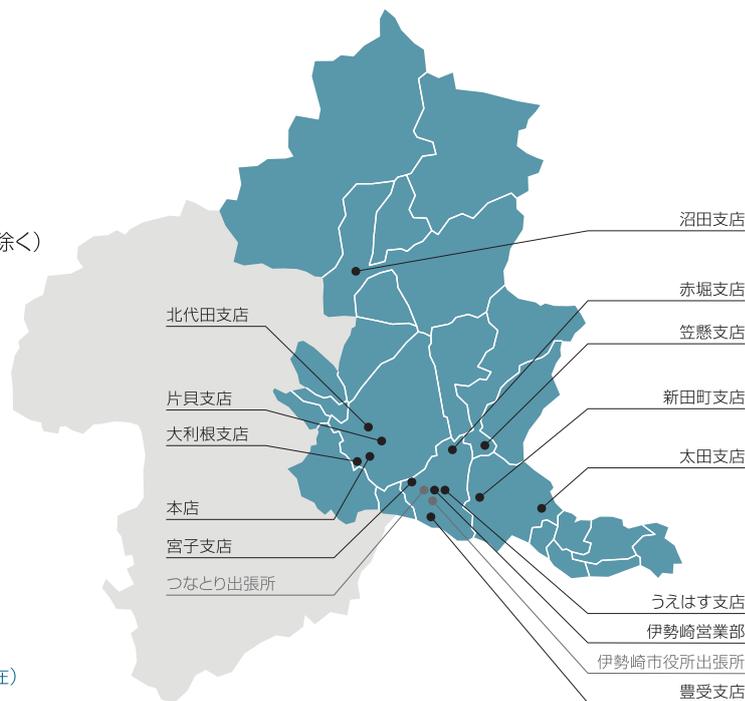
	掲載ページ
<b>【一.概況及び組織に関する事項】</b>	
イ 事業の組織	25
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	25
ハ 会計監査人の氏名又は名称	25
ニ 事務所の名称及び所在地	55
ホ 代理業者に関する事項	該当なし
<b>【二.主要な事業の内容】</b>	25
<b>【三.主要な事業に関する事項】</b>	
イ 直近の事業年度における事業の概況	36
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況	
(1) 経常収益	36
(2) 経常利益(損失)	36
(3) 当期純利益(損失)	36
(4) 出資総額、出資総口数	36
(5) 純資産額	36
(6) 総資産額	36
(7) 預金積金残高	36
(8) 貸出金残高	36
(9) 有価証券残高	36
(10) 単体自己資本比率	36
(11) 出資に対する配当金	36
(12) 職員数	36
ハ 直近の2事業年度における事業の状況	
・主要な業務の状況を示す指標	
一 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)	41
二 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	41
三 資金運用動定・資金調達動定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	41
四 受取利息及び支払利息の増減	41
五 総資産経常利益率	41
六 総資産当期純利益率	41
・預金に関する指標	
一 預金種目別の平均残高	42
二 固定金利、変動金利及びその他の区分ごとの定期預金の残高	42
・貸出金等に関する指標	
一 種類別平均残高	43
二 固定金利、変動金利の区分ごとの貸出金残高	43
三 担保の種類別貸出金残高及び債務保証見返額	43
四 使途別残高	43
五 業種別残高・構成比	43
六 預貸率(期末残高・期中平均)	42
・有価証券に関する指標	
一 商品有価証券の種類別平均残高	該当なし
二 種類別の残存期間別残高	45
三 種類別平均残高	45
四 預証率(期末残高・期中平均)	42
<b>【四.事業の運営に関する事項】</b>	
イ リスク管理体制	21,22
ロ 法令遵守の体制	15~19
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7~12
ニ (2) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	20
<b>【五.直近2事業年度における財産の状況】</b>	
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	37~40
ロ リスク管理債権	
(1) 破綻先債権	44
(2) 延滞債権	44
(3) 3ヶ月以上延滞債権	44
(4) 貸出条件緩和債権	44
ニ 自己資本の充実の状況	右列参照
ホ 有価証券等の取得(契約)価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	45
(2) 金銭の信託	45
(3) 先物取引、デリバティブ取引等	45
ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	50
ト 貸出金償却の額	50
チ 会計監査人による監査	40
<b>【六.報酬等に関する事項】</b>	26

## 同条第1項第5号ニ(自己資本の充実の状況)について 金融庁長官が別に定める事項

【自己資本の構成に関する開示事項】	掲載ページ
単体自己資本比率(附則別紙様式第一号)	48
<b>【定性的な開示事項】</b>	
一 自己資本調達手段の概要	47
二 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	47
三 信用リスクに関する事項	
・リスク管理の方針及び手続の概要	22
・リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	47
四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	51
五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	51
六 証券化エクスポージャーに関する事項	52
七 オペレーショナル・リスクに関する事項	
・リスク管理の方針及び手続の概要	22
・オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	22,49
八 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	52
九 金利リスクに関する事項	
・リスク管理の方針及び手続の概要	53
・金利リスクの算定手法の概要	53
<b>【定量的な開示事項】</b>	
一 自己資本の充実度に関する事項	
・信用リスクに対する所要自己資本の額	49
・ポートフォリオの区分ごとの内訳	49
・証券化エクスポージャーの額	49
・リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	49
・オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	49
・単体自己資本比率の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額	49
二 信用リスクに関する事項(リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	
・信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳	50
・信用リスクエクスポージャーの額及び主な種類別の内訳…地域別	50
・信用リスクエクスポージャーの額及び主な種類別の内訳…業種別	50
・信用リスクエクスポージャーの額及び主な種類別の内訳…残存期間別	50
・3ヶ月以上延滞エクスポージャーの額…地域別	該当なし
・3ヶ月以上延滞エクスポージャーの額…業種別	50
・一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	50
・個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…地域別	該当なし
・個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…業種別	50
・業種別の貸出金償却の額	50
・リスクウェイトの区分ごとの残高	51
三 信用リスク削減手法に関する事項	51
四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	該当なし
五 証券化エクスポージャーに関する事項	該当なし
六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	
・貸借対照表計上額及び時価	52
・売却及び償却に伴う損益の額	52
・貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	52
・貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	52
七 リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	52
八 金利リスクに関する事項	53
<b>その他の開示項目</b>	
1. 「地域密着型金融」に関する事項 (「金融仲介機能のベンチマーク」に関する事項)	7~12
2. 「経営者保証に関するガイドライン」に関する事項	12
3. お客様本位の業務運営についての基本方針	18
4. 総代に関する事項	23,24
5. 財務諸表の正確性の確認	40
6. 金融再生法開示債権(及びリスク管理債権)の保全状況	44

## 営業地区

- 伊勢崎市 ●前橋市
- 高崎市(旧多野郡新町・吉井町及び旧群馬郡箕郷町・倉沢村を除く)
- 桐生市 ●太田市 ●沼田市
- 渋川市(旧北群馬郡伊香保町・子持村・小野上村を除く)
- 館林市 ●みどり市 ●佐波郡全域 ●邑楽郡全域
- 利根郡全域 ●北群馬郡榛東村・吉岡町



## 店舗・店外ATM一覧 (令和3年3月31日現在)

### 店舗一覧

店名	所在地	電話番号	ATMの稼動状況・台数他
本店	前橋市六供町 856-1	027-223-9700	8:00~21:00(年中無休) 2台 ★
伊勢崎営業部	伊勢崎市緑町 5-5	0270-24-1001	8:00~21:00(年中無休) 2台
豊受支店	伊勢崎市除ヶ町 243	0270-32-0187	8:00~21:00(年中無休) 2台
赤堀支店	伊勢崎市西久保町 2-114-1	0270-62-1121	8:00~21:00(年中無休) 2台
笠懸支店	みどり市笠懸町久宮 68-34	0277-76-4611	8:00~21:00(年中無休) 1台
うえはす支店	伊勢崎市下植木町 402-4	0270-23-6331	9:00~18:00(平日のみ) 1台
太田支店	太田市下小林町 64-8	0276-45-0001	9:00~18:00(平日のみ) 1台
新田町支店	太田市新田大根町 107-15	0276-57-3950	9:00~18:00(平日のみ) 1台
宮子支店	伊勢崎市宮子町 3525-3	0270-23-8848	8:00~21:00(年中無休) 2台
北代田支店	前橋市北代田町 680-1	027-231-9863	9:00~18:00(平日のみ) 1台
片貝支店	前橋市西片貝町 1-322-7	027-231-6592	9:00~18:00(平日のみ) 1台
大利根支店	前橋市下新田町 460-155	027-253-0088	9:00~18:00(平日のみ) 1台
沼田支店	沼田市西原新町 1512-11	0278-22-4401	8:00~21:00(年中無休) 1台

\*全店舗(店外ATM含む)のATMで、普通預金のご入金・ご出金の他、お振込み・通帳式定期預金のお預入れもご利用いただけます。  
★全自動貸金庫設置店(ご契約要)。ATMと同じ時間帯にご利用いただけます。

### 店外ATM

店名	所在地	ATMの稼動状況・台数
伊勢崎市役所出張所	伊勢崎市今泉町2-410(本館1階)	8:00~18:00(平日のみ) 1台
つなとり出張所	伊勢崎市連取町1901-9	8:00~21:00(年中無休) 1台

### 営業店窓口における昼休み時間(11:30~12:30)の導入について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、すべての営業店窓口で昼休み時間(11:30~12:30)を導入しております。大変ご不便とご迷惑をおかけいたしますが、お客様の感染防止のためにも、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### お問い合わせ・ご相談窓口

当組合へのご意見・要望など(人事部)	☎0120-705414	平日 9:00~17:00
キャッシュカードの紛失・盗難等に遭われた場合の緊急連絡先	☎0120-860199	24時間対応(注)
インターネットバンキングに関するお問い合わせ(業務部)	☎0120-242808	平日 9:00~17:00
採用に関するお問い合わせ(人事部)	TEL.0270-24-1002	平日 9:00~17:30

(注)平日9:00~11:30、12:30~17:30(当組合営業時間内)はお取引店舗までご連絡ください。

あかぎ信用組合 令和2年度の概況

# DISCLOSURE 2021



編集 総務企画部  
令和3年7月発行

本部 〒372-0043 群馬県伊勢崎市緑町5-5  
TEL.0270-24-1002 FAX.0270-24-1974

<http://www.skibank.co.jp/akagi>

**AKG**  
ACTIVE + KIND + GROW

地域を活性化したい  
いつも優しくありたい  
ともに成長したい

 **あかぎ信用組合**

Shinkumi Bank

  
信用組合  
しんくみ